

第3章

国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	180
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	244
第3節	経済外交	267
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	293



第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本の周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展している。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっており、力による一方的な現状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、国際社会では、一部の国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せるなど、インド太平洋地域を中心にパワーバランスの歴史的な変化と地政学的競争が激化している。2022年2月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生した。また、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られ、これにより航行の自由や上空飛行の自由の原則などが不当に侵害される状況が生じている。

このような中、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラなどへの国境を越えたサイバー攻撃、偽情報などの拡散を含む情報操作などを通じた認知領域における情報戦が国際的に恒常的に生起し、有事と平時の境目がますます曖昧になってきている。また、安全保障の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっている。さらに、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こういった動きを踏まえ、様々な分

野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。

2022年12月、日本は新たな「国家安全保障戦略」とともに、これを踏まえた「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」を決定した。「国家安全保障戦略」においては、安全保障に係る様々な施策（反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しの検討、能動的サイバー防御の導入や実施のための体制の整備、海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、経済安全保障政策の促進など）が打ち出される中、安全保障に関わる総合的な国力の主要な要素の一つとして、まず外交力が掲げられた。引き続き、同戦略に基づき、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していく。

また、国家安全保障戦略にもあるとおり、防衛装備品の海外への移転は、日本にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略などを受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。こうした観点から、幅広い分野の防衛装備品を移転可能とすると同時に、移転に係る審査をより厳格に行うため、2023年12月に防衛装備移転三原則及び運用指針の一部改正を行い、運用指針については3月にも一部改正を行った。また、日英伊による次期戦闘機の共同開発プログラムであるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）⁽¹⁾については、このプログラムを管理・運営する国際機関

(1) GCAP（ジーキャップ）：Global Combat Air Programme

を設立するため、2023年12月に日英伊の間でGCAP政府間機関（GIGO）⁽²⁾の設立に関する条約に署名し、12月に同条約が発効した。

（2）平和安全法制の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、平和で、安定し、繁栄した国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とし、また、国際協調主義に基づき国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための国内法制として平和安全法制が2016年3月に施行された。

平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになった。例えば、米軍などに対しては2017年から2023年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機

会に、計137回の警護を実施した。さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充された。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化している。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くため、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えである。

（3）領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法な行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見を活用しつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障(安保)体制

（1）日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、ミサイル防衛、サイバー、宇宙、情報保全などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。同時に、これらの取組を進めつつ、普天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとする在日

米軍再編についても、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

（2）日米安保各論

ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）⁽³⁾などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。

(2) GIGO（ジャイゴ）：GCAP International Government Organisation

(3) ACM：Alliance Coordination Mechanism

4月の岸田総理大臣の米国公式訪問時に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。また、両首脳は、新たな戦略的イニシアティブとして、指揮・統制枠組みの向上や、共同開発、共同生産及び共同維持整備を対象に含む日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）の開催、拡大抑止⁽⁴⁾に関する閣僚会合を行うことなどの取組を表明した。さらに、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を通じて、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。

7月には、東京で日米「2+2」が行われ、日本側からは、上川外務大臣及び木原稔防衛大臣が、米国側からは、ブリンケン國務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。双方は、4月の岸田総理大臣訪米が、日米同盟をかつてない高みに到達させる歴史的な訪問であることを確認した上で、同訪問を受け、未来のためのグローバルなパートナーシップを築くというビジョンとともに、同盟の指揮・統制の向上、防衛産業及び先端技術協力の深化並びに領域横断作戦の強化を含む、新たな戦略的イニシアティブを実現する意図を再確認した。また、拡大抑止に関する初の日米閣僚会合が開催され、拡大抑止を一層強化するための協力について閣僚レベルで突っ込んだ議論を行い、日米拡大抑止協議（EDD）⁽⁵⁾を中心に、様々なレベルで拡大抑止に関する議論を強化し続けることを確認した。また、閣僚は、女性・平和・安全保障（WPS）に関するグローバル・パートナーシップの目標の支持を強調し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するためには、女性が完全、平等かつ意義ある形で指導的地位に参画し、紛争予防、復興及び平和構築に貢献することが必要であることを確認した。

12月には石破総理大臣が、訪日中のオースティン国防長官による表敬を受けた。石破総理大臣から、国防長官として同盟強化に尽力され

てきたことに感謝の意を表し、安全保障環境が一層厳しさを増す中、FOIPを実現するため、同盟の抑止力・対処力の強化に日米で共に取り組んでいきたいと述べた。

2025年2月7日、ワシントンD.C.を訪問した石破総理大臣はトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致した。また、石破総理大臣から、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントが表明され、トランプ大統領はこれを歓迎した。さらに、トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。加えて、両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。

また、2024年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。4月にフリン米国太平洋陸軍司令官、ケーラー米国太平洋艦隊司令官、アクイリノ米国インド太平洋軍司令官、5月にパパロ米国インド太平洋軍司令官、7月にブラウン米国統合参謀本部議長、オースティン米国国防長官、8月にウォーマス米国陸軍長官、10月にパパロ米国インド太平洋軍司令官、ケーラー米国太平洋艦隊司令官、11月にマホーニー米国海兵隊副司令官、12月にオースティン国防長官、グリーン米国太平洋海兵隊司令官が相次いで訪日した。

日米拡大抑止協議（EDD）における拡大抑止に関する議論も強化されている。EDDは2010年に設立され、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の中核にある拡大抑止を維持し、強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。6月にワイオミング州F・E・ウォーレン空軍基地において実施され

(4) ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。日本は、日本自身の抑止力を有するとともに、同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

(5) EDD：Extended Deterrence Dialogue

た協議では、米国から、米国の核アセットの地域における抑止効果を強化するとのコミットメントを改めて表明した。また、日米双方は、同盟の政治・外交・防衛における協力を深化させ、日米同盟が潜在的な攻撃への防衛と、核使用への抑止を更に万全のものとするため、日米共同の統合的な抑止力を強化する方途を追求した。加えて、日米双方は、同盟の調整を向上させ、敵対するミサイル脅威に対する同盟の能力及び態勢を強化していくとの確約を改めて表明した。さらに、本協議の一部として、協議参加者は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）航空団の任務について説明を受けた後、米空軍ミサイル戦闘員がICBM発射手順の訓練を行うミサイル手順訓練所や、ICBMメンテナンス要員がICBM兵器システム「ミニットマンIII」のメンテナンスの訓練を行う訓練発射施設を見学した。加えて、前述のとおり、7月には拡大抑止に関する日米閣僚会合も初めて開催された。

12月に外務省において実施された協議では、双方は、地域の安全保障に対する課題について評価を共有した上で、特に核能力に関連するダイナミックな現実と直面し、日本の能力によって増進される拡大抑止を一層強化する共有した決意を改めて表明した。加えて、双方は、同盟に対する及び地域における侵略を抑止し、必要であればこれに対処するために、どのように政策調整と防衛能力の連携を強化するかについて議論した。さらに、同盟における核及び非核の軍事的事項の間の関係性、平時及び緊急時の双方における抑止メッセージング及びエスカレーション管理実行の調整並びに、進展する状況のあらゆる段階におけるACMを通じた二国間の調整について議論を深めた。また、協議参加者は、熊本県の陸上自衛隊健軍駐屯地を訪問し、日米豪共同指揮所演習「ヤマサクラ87」（YS-87）や12式地对艦誘導弾及びネットワーク電子戦システムといった陸上自衛隊の装備品を視察した。

イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米

共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るため、万全の態勢をとっている。また、極超音速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処を図るための取組も進めており、2023年8月の日米首脳会談の際に、GPI（Glide Phase Interceptor：滑空段階迎撃用誘導弾）の共同開発の開始決定を発表した。5月には、GPIの共同開発に関する事業取決めが署名された。4月の日米首脳共同声明において、日米豪間での「ネットワーク化された防空面におけるアーキテクチャーに関して協力するビジョン」を発表するなど、日米両国はミサイル脅威への対処などに関する情報共有の在り方を検討している。

ウ サイバー

日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、6月、第9回日米サイバー対話を開催し、両国におけるサイバー政策、国際場裡における協力及び二国間協力など、サイバーに関する日米協力について幅広く議論した。7月の日米「2+2」では、日米同盟の抑止力・対処力の強化に関する議論の文脈で、協力を強化することで一致した。日米両国は、日米サイバー対話などの枠組みを通じ両国の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

エ 宇宙

2023年1月の日米「2+2」では、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得

ることを確認した。日米両国は、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力、長距離ミサイルや極超音速滑空体などの戦略的脅威に対する地球低軌道（LEO）の探知・追尾コンステレーションを含む宇宙能力における協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、7月の日米「2+2」でもその重要性が確認されたように、日米両国は、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行っている。

(3) 在日米軍再編

政府は、上記のような取組を進めながら、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を着実に進め、沖縄を始めとする地元の負担軽減と在日米軍の安定的駐留のための施策に引き続き全力で取り組んでいく。

7月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、着実な実施への確固たるコミットメントを改めて表明した。同発表では、地域における安全保障上の課題の増大に対処し、将来これらの課題に対処するためにより適切な態勢をとる必要があることから、同盟の戦力態勢を最適化することの重要性を強調した。また、日米同盟を強化し、地域の抑止力を強化するための能力投資を反映する、日本全土における戦闘機を近代化する米国の計画を歓迎するとともに、米国による第12海兵連隊の第12海兵沿岸連隊（MLR）への名称変更と、2025年までの初期作戦能力獲得に向けたMLRへの改編の着実な実施を称賛した。さらに、原子力空母ジョージ・ワシントンの日本への前方展開と帰還、同盟の抑止力を支えるその重要な役割を歓迎した。沖縄からグアムへの

海兵隊要員の移転に関しては、同発表で2024年に開始されることが確認され、12月14日、移転開始の対外発表が行われた。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月の北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡し以降も、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（沖縄統合計画）」に基づく返還が進められ、2020年3月のキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部返還により、沖縄統合計画の中で「速やかに返還」とされている区域全ての返還が実現した。沖縄の本土復帰から50周年の節目となった2022年5月には、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地ひろばとして地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意し、2024年3月、一般利用が開始された。2025年2月の日米首脳会談で、両首脳は、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを確認した。

(4) 「同盟強靱化予算(在日米軍駐留経費負担) (HNS)⁽⁶⁾

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定で定められた範囲内で、提供施設の整備（FIP）費などを負担している。このほか、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で、在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担してきた。2022年1月7日に署名、4月1日に発効した新たな特別協定においては、これらに加え、在日米軍の即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費を負担することとなった。日本政府は、日米地位協定及び新たな特別協定に基づき、2022年度から2026年度まで、在日米軍駐留経費（HNS）を負担することとなっ

⁽⁶⁾ HNS : Host Nation Support

■ 米軍再編の全体像

(沖縄)

普天間飛行場の移設

代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置
KC-130を岩国へ移駐(2014年8月に完了)
緊急時における航空機の受入機能を築城及び新田原へ移転

在沖縄海兵隊の国外移転

・約9000人(定員)の海兵隊員が沖縄から日本国外へ移転
※沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスはロードマップの水準と一致
※2024年に沖縄からグアムへ部隊移転開始

・グアム移転のための施設・インフラ整備費
全体費用:86億ドル(米国政府による暫定的見積り)
日本側負担:2008年米会計年度で28億ドル

経ヶ岬通信所
・TPY-2レーダー配備
(2014年12月)

嘉手納以南の土地の返還

※2013年4月に、嘉手納以南の土地の返還に関する統合計画を発表し、次の施設・区域の返還時期を明記

- キャンプ桑江(全部)
- 牧港補給地区(全部)
- 普天間飛行場(全部)
- 那覇港湾施設(全部)
- 陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファーム(全部)
- キャンプ瑞慶寛(一部)

※全体で東京ドーム220個分の面積

(全国)

・在日米軍の航空機訓練移転を2006年度から実施(千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原)
・2023年に米国アラスカ州への航空機訓練移転に合意
・2011年にグアム等への航空機訓練移転に合意(2024年12月末まで訓練移転を151回実施)

・普天間飛行場のオスプレイ等の訓練移転を2016年度から実施(2024年12月末までに22回実施)

千歳

三沢飛行場

横田飛行場
・空自航空総隊司令部の府中からの移転(2012年3月)

百里

小松

キャンプ座間
・在日米陸軍司令部の改編(2008米会計年度)
・陸自中央即応集団司令部の朝霞からの移転(2012年度)等

厚木飛行場

岩国飛行場

馬毛島基地(仮称)の整備(FCLP施設としても使用)

※2012年4月の「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し

ている。なお、新たな特別協定に関する協議において、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間(2022年4月1日から2027年3月31日)における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となる。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動に伴う周辺の住民への負担を軽減し、米軍の駐留に対する住民の方々の理解と支持を得ることが重要である。日本政府は、地元の要望を踏まえ、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題への対応などにおいて、最大限の努力を払ってきている。7月の日米「2+2」において、日米両国は、事

件・事故に関する適時の情報の共有のために継続的に二国間で調整していくことの重要性を強調し、同盟協力の精神に基づき、容認することのできない事件や行為を防ぐために、在日米軍によって実施される取組を前向きに評価した。また、環境問題に関し、有機フッ素化合物(PFAS)及びポリ塩化ビフェニル(PCB)問題を含む二国間環境協力の強化について議論した。

外務省は、日米の相互理解の促進のため、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者の交流事業を含め、様々な取組を実施している。全国の在日米軍施設・区域においては、2020年度から米国国防省教育部(DoDEA)と共に、「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト(Student Educational Exchange and Dialogue(SEED) project)」を実施している。同事業は、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めることを目的としており、周辺自治体及び在日米軍の協力も得つつ、日本各地の在日米軍施設・区域内の学校におい

て継続的に実施している（下記コラム参照）。これに加え、米軍施設・区域が集中している沖縄においては、沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」（TOFU：Think of Okinawa's Future in the United States）プログラムを2017年度から実施している。参加者は、東京、ワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、政府要人との意見交換や政府機関などの視察を行い、国際的な視点を涵養する機会となった（下記コラム参照）。

（6）朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウル（韓国）に移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立

された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め軍人4人の常駐ポストが存在しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる（ただし、国連軍の一部を構成する米軍の地位については、日米安全保障条約に従って行われる関連合意によって規律される。）。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。2023年10月には、ラカメラ国連軍・米韓連合軍・在韓米軍司令官による上川外務大臣への表敬が行われ、上川外務大臣から、国連軍参加国による違法な「瀬取り」⁽⁷⁾の警戒監視活動や日米同盟及び日米韓連携が地域の平和と安定のために果たす役割を高く評価すると述べ、引き続き関係を強化していきたいと表明した。

コラム COLUMN

日米の未来に種を蒔く －英語を通じた日米交流事業（SEED/TOFU）－

外務省は、日米の未来に種を蒔き、大きな花を咲かせるため、在日米軍施設・区域が所在する自治体で交流事業を行っています。2024年度は全国7か所（岩国飛行場、横田飛行場、キャンプ桑江、横須賀海軍施設、キャンプ座間、三沢飛行場及び佐世保海軍施設）で「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト（Student Educational Exchange and Dialogue（SEED）project）」を実施しました。この取組は、日本の中高生と在日米軍施設・区域内で生活する米国人学生が英語で交流し、お互いの理解を深める場を設けることで、将来、国際社会で活躍する才能が育ってほしいとの願いを込めて「SEED（種）」と名付けられています。横須賀海軍施設でのプロジェクトに参加した高橋諒さんは、そんな大切な「種（SEED）」の一人です。

■ 横須賀市立ろう学校中等部 2年 高橋 諒さん

私は11月2日と3日に横須賀米軍基地で開催されたSEEDプロジェクトに参加しました。私がこのプロジェクトに参加したのは、米国人学生たちと英語で交流する良い機会だと思ったからです。

(7) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

私は難聴で両耳に人工内耳という機械を着けて生活しています。普段の授業で聞いている英語の発音と違って聞いたことのない発音の仕方があり、聞き取るのが精一杯でした。しかし、英語の勉強を頑張ってきたので、米国人学生の英会話を少しは聞き取ることができました。

私は、チームの人たちと英語で意見を出し合いながら、地域資源を使った商品の紹介をしました。SEEDプロジェクトに協力してくださっている方々や、米国人学生の前で発表したのも、ドキドキして心臓が破裂しそうになりました。また、初めて米国人の友人もできました。

プロジェクトに参加して、自分の英語の実力がまだ足りないことに気付きました。これからもう一層努力することで、世界の人たちと話してみたいという気持ちが一段と強くなりました。私は耳が聞こえなくても、挑戦することで自分の中に経験を手に入れることができました。これからも、あきらめず英語を学んでいきたいと思います。



参加学生代表として修了証を受け取る高橋さん
(11月3日、神奈川県横須賀市)



岩国飛行場でのSEED参加者の記念撮影
(9月8日、山口県岩国市)

外務省は、在日米軍施設・区域が集中する沖縄県で、「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States) プログラムも実施しています。この取組は、沖縄県出身／在住の学生が実際に米国の現状に触れる機会を提供することで、日米の相互理解の増進を目指すものです。

3月、プログラム参加者は、林芳正官房長官、穂坂泰外務大臣政務官を表敬して激励を受けました。その後、一行はワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、帰国後の5月には、沖縄県の様々な関係者を前に成果を発表する報告会も実施されました。6月に沖縄県を訪問した上川外務大臣は、参加者と面会し、沖縄県の未来の担い手として活躍してほしいと激励しました。この取組は沖縄県でも高く評価されています。

こうした将来世代への投資は、日米同盟を下支えする人と人とのつながりを育むものです。外務省は、在日米軍施設・区域が所在する自治体と協力しながら、今後も若い世代の活躍を後押ししていきます。



TOFUプログラム参加者とジョージタウン大学学生の
懇談 (3月23日、米国・ワシントンD.C.)



TOFUプログラム報告会
(5月11日、沖縄県宜野湾市)

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。この地域に安全保障上の課題が多く存在する中で、同盟国・同志国などと連携していく必要があり、特に、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。また、日本自身の防衛力も抜本的に強化していく。同時に、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むことで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を続けている。

オーストラリアとは、首脳及び外相レベルで両国の「特別な戦略的パートナーシップ」の更なる深化及び「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、同志国連携の中核として、引き続き連携を強化していくことで一致している。9月に実施した第11回日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」)では、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽⁸⁾に沿って、あらゆる国家手段を取り込みつつ、日本とオーストラリアの戦略的協力・安全保障協力をたゆみなく深化させていくことで一致した。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定も活用し、日本とオーストラリアの安全保障協力は着実に強化されており、例えば、10月には、同協定の下、オーストラリア軍が日米共同統合演習「キーン・ソード25」に初めて参加した。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動については、オーストラリア軍の艦艇が5月上旬から中旬及び9月上旬から中旬に、航空機が2月上旬から中旬及び11月上旬から中旬に実施した。

インドとは、首脳及び外相レベルで、両国の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の更なる発展のため、経済、安全保障、人的交流など、幅広い分野で両国の関係を一層多

様化・深化させることで一致している。8月には、第3回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、FOIPに向けた協力、二国間の安全保障・防衛協力、地域・国際情勢について議論し、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、11月には、日・インド間の防衛装備品・技術移転協定に基づき、艦艇搭載用複合通信空中線の移転に関する細目取極の署名が行われたほか、日印間で初となる戦略的貿易及び技術を含む日印経済安全保障対話を実施した。

韓国とは、11月の日韓安全保障対話で、日韓それぞれの安全保障・防衛政策について互いに理解を深め、日韓安保・防衛協力の強化に向けて緊密に意思疎通していくことで一致した。また、現下の戦略環境において日韓関係が重要であるとの認識の下、様々な国際会議などの機会も活用しつつ、首脳、外相、防衛相、国家安全保障局長などの間で会合を行い、北朝鮮への対応を含め、引き続き、日韓、日米韓で緊密に連携することを確認した。さらに、初の複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」(6月及び11月)や、その他の3か国による共同訓練(1月、4月、11月)を含め、地域の安全保障上の課題に対応するための更なる3か国協力を推進している。また、2023年12月、2024年3月及び9月には、北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施し、サイバー分野における対応を含め、引き続き緊密に連携することを再確認した。

「強化されたグローバルな戦略的パートナー」である英国とは、2023年10月に発効した日英部隊間協力円滑化協定が適用される形で防衛協力が進んでおり、4月には、英国軍の哨戒艦「スペイ」が日本に寄港し、同月の日英外相会談で言及された。同艦艇は、6月中旬から下旬に「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。その後、7月の日英防

⁽⁸⁾ 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障協力の今後10年の方向性を示す文書

衛相会談の際には自衛隊によるアセット防護を英国軍に適用することについて防衛当局間で一致したことが発表された。9月には日本の海上自衛隊練習艦「かしま」及び「しまかぜ」が英国のロンドン及びサウサンプトンに寄港するとともに、イギリス海峡で英国軍の哨戒艦「タイン」との共同訓練が実施された。同寄港などは、自衛隊が日英部隊間協力円滑化協定の適用対象となった初めての事例である。また、同月には第8回日英サイバー対話を開催し、両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援などの幅広い論点について意見交換を行った。2023年12月に日本・英国・イタリア3か国が署名したグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約（GIGO設立条約）は、7月に日本、10月に英国、12月にイタリアが寄託を終え、12月10日に発効した。

「特別なパートナー」であるフランスとも、2023年5月に第7回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、同志国である日仏間での外交・防衛両面での一層の連携の強化が不可欠であることを確認するとともに、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくため、地域情勢や国際社会の諸課題への対応における連携を更に促進していくことで一致した。また、4閣僚は、サイバー、宇宙、経済安全保障などの分野における日仏協力についても意見交換を行い、日仏防衛協力・交流を高く評価し、係る協力・交流や防衛装備・技術協力を深化させていくことを確認した。2023年11月には第7回日仏サイバー協議を開催し、両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、二国間及び国連を始めとする多国間での協力、能力構築支援などの幅広い論点について意見交換を行った。同年12月には、日仏首脳電話会談において、日仏協力のロードマップを発出し、「特別なパートナー」の関係を一層飛躍させることで一致した。8月にはフリゲート艦「ブルターニュ」、11月にはフリゲート艦「プレリアル」

の寄港、2023年7月及び2024年7月には仏空軍戦闘機などの寄航、9月には日仏共同訓練「ブリュネ・タカモリ24」が日本で初めて実施された。フリゲート艦「プレリアル」は、10月下旬から11月下旬に、哨戒機は10月中旬から11月上旬に「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。5月の日仏首脳会談では、両首脳は、インド太平洋における日仏協力が多層的に発展していることを歓迎しつつ、日仏部隊間協力円滑化協定の交渉開始に一致した。

ドイツとの間では、7月に日独物品役務相互提供協定（日独ACSA）⁽⁹⁾が発効した。同月にはユーロファイター戦闘機などが、8月にはフリゲート艦「バーデン・ヴェルテンベルク」などが訪日し、それぞれ自衛隊との間で共同訓練を実施した。同フリゲート艦などは、8月下旬から9月中旬に「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。

イタリアとは、2月の首脳会談で、2024年に予定されている海軍種間の共同訓練などの進展を歓迎し、3月には初となる日伊外務・防衛当局間（PM）協議をローマで開催した。その後、6月のG7プーリア・サミットの機会における首脳間の懇談において、両首脳は今後の日伊協力の指針となる日伊アクションプラン及び日伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）の交渉開始を発表した。8月には、空母打撃群（空母「カヴァール」、フリゲート艦「アルピーノ」、哨戒艦「モンテクッコリ」）が訪日し、両国の海軍種間で共同訓練を実施した。また、練習帆船「アメリゴ・ヴェスプッチ」が初めて東京港に寄港した。哨戒艦「モンテクッコリ」は、8月下旬から9月上旬に、同国として初となる「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を実施した。日本からは海上自衛隊練習艦「かしま」及び「しまかぜ」がナポリに寄港し、エーゲ海で伊海軍フリゲート艦「マルゴッティーニ」と親善訓練を行った。8月にはイタリア空軍のF-35戦闘機なども2023年

(9) Japan-Germany ACSA : Japan-Germany Acquisition and Cross-Servicing Agreement

に引き続き来日し、共同訓練を行った。11月、岩屋外務大臣とクロセット国防大臣は日伊ACSAに署名した。

東南アジアは、地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。同地域の安定と繁栄は、東アジア地域のみならず国際社会の安定と繁栄にとっても極めて重要である。2023年6月3日にはシンガポールとの間で防衛装備品・技術移転協定に署名し、同日同協定が発効した。フィリピンとの間では、2023年10月及び2024年3月に、日本として完成装備品の初の移転案件である警戒管制レーダー1基目及び2基目が納入された。2023年11月には、日比部隊間協力円滑化協定の交渉を開始することで一致し、7月に同協定に署名した。また、海洋における法の支配を確保するため、日本は、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上保安機関を対象として法執行能力向上のための支援を継続して実施している。2023年6月には、初めて日本・米国・フィリピン3か国の海上保安機関間での合同訓練が実施された。

「戦略的パートナー」であるカナダとは、首脳会談及び外相会談において2022年に両国間で発表した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に資する日加アクションプラン」を着実に実施し、両国間の協力の着実な進展を歓迎したほか、10月には日加防衛装備品・技術移転協定の交渉が開始された。4月、カナダ政府は国防政策を改定し、今後5年間に81億カナダドルの追加支出計画(2029年度の国防費をGDP比1.76%に設定)を発表したほか、7月、国防省は、2032年までにGDPの2%を国防費に支出する目標を新たに発表した。また、カナダは同国防政策にて、インド太平洋におけるより恒常的なプレゼンスを確保する方針を打ち出しており、2024年、カナダは軍艦3隻をインド太平洋地域に派遣し、7月末及び10月下旬にはこれらの軍艦が台湾海峡を通過するなど、同地域への関与をますます深めている。9月にはブレア国防大臣がカナダの国防大臣として約5年ぶりに訪日し、日加防衛相会談を実施

した。カナダ軍との共同訓練については、2017年以降毎年実施している日加共同訓練「KAEDEx」を8月末から9月上旬にかけて実施したほか、6月中旬には南シナ海において日本・米国・カナダ・フィリピン間での海上協同活動を実施した。「瀬取り」を含む違法な海上活動については、カナダ軍の艦艇が6月中旬から7月下旬、11月上旬から中旬及び11月下旬から12月中旬に、航空機が5月上旬から6月上旬及び9月下旬から10月中旬までの間、警戒監視活動を行った。

北大西洋条約機構(NATO)とは、7月に岸田総理大臣がNATO首脳会合に3年連続で出席し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障はますます不可分となってきたとの認識の下、地域を超えた同志国の連携の重要性を改めて確認し、日・NATO関係を一層強化していくことで一致した。この際、インド太平洋パートナー(IP4:日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国)とNATOの間で持続的な協力を確立するため、四つの分野((ア)ウクライナ支援、(イ)サイバー防衛、(ウ)偽情報を含む敵対的情報、(エ)テクノロジー)を旗艦事業とすることが発表された。また、10月には、NATO国防相会合に日本を含むIP4が初めて招待され、中谷防衛大臣が出席するとともに、10月1日に就任したルッテNATO事務総長と会談した。

欧州連合(EU)とは、11月に第1回日・EU外相戦略対話を実施し、日・EU安全保障・防衛パートナーシップを公表した。これにより日本はEUにとってインド太平洋地域において最初に同パートナーシップを公表した相手国となった。同対話では、昨今の厳しい安全保障環境を踏まえ、サイバー、宇宙、ハイブリッド戦への対応、海洋安全保障などにおける具体的な協力及び対話を強化することで一致した。また同月、第6回日・EUサイバー対話を開催し、双方のサイバーセキュリティ戦略・政策、サイバー分野における諸課題、日・EU間及び国連などの多国間での協力、能力構築支援などの幅広い論点について意見交換を行った。

中国との間には、日本固有の領土である尖閣諸島周辺海域での領海侵入、十分な透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な増強や日本周辺海空域における中国軍の活動の拡大・活発化など、様々な懸案が存在している。引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、中国側に対して主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めていく。中国の軍事動向は日本にとって深刻な懸念事項であり、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努め、政策面での意思疎通を図り、また、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。2018年に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは、相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避を目的としており、2023年5月には、同メカニズム下でのホットラインの運用が開始された。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、(ア) 中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、(イ) 関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び(ウ) 情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。また、2023年6月には第1回、2024年7月に第2回日・ヨルダン・サイバーセキュリティ協議を開催し、両国のサイバーセキュリティ政策、脅威認識などについて議論した。さらに、2023年5月には、アラブ首長国連邦との間で、中東地域の国との間では初となる防衛装備品・技術移転協定に署名し、1月に同協定が発効した。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議

(EAS)、ASEAN地域フォーラム (ARF)、拡大ASEAN国防相会議 (ADMM プラス) など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でも ARF は、対話と協力を通じた信頼醸成や予防外交の促進などによりアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とする枠組みであり、北朝鮮や EU といった多様な主体が参加している。7月には、31 回目となる ARF 閣僚会合が開催され、ウクライナ、台湾、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、ミャンマー、中東などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びサイバーセキュリティの全ての会期間会合 (ISM) において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議 (トラック1) のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み (トラック1.5) も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図り、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 経済安全保障

ア 経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、窃取され又は流出した先端的な民生技術が他国において軍事転用されるおそれ、外国政府の影響を受けたサプライヤーが情報通信など重要インフラ施設の安定的な運用を害するおそれ、重要な物資の他国への過度な依存に伴う供給途絶のおそれ、サプライチェーン上の優位性や自国市場の購買力を梃子に政治的目的を達しようとして他国が講じる経済的威圧を受けるおそれなどが生じている。

経済的手段に関連したこうした様々な脅威が生じていることを踏まえ、日本の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じて確保すること、すなわち経済安全保障の重要

性が高まっている。2021年11月からは、内閣総理大臣を議長とし、外務大臣が構成員である経済安全保障推進会議が開催されている。また、2022年5月には、サプライチェーンの強^{じん}靱化、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開の四つを柱とする「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が成立し、この四つの柱に関連する各種制度の運用が開始されている。

同年12月に策定された「国家安全保障戦略」では、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、日本の自律性の向上、技術などに関する日本の優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていくことが記されている。

2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」においては、開発の観点からもサプライチェーンの脆弱性^{ぜい}によって多様な分野で負の影響が生じ得ることが明らかになったことを踏まえ、日本の開発協力の重点的取組の一つとして、開発途上国の経済社会の自律性・強靱性を強化するため、サプライチェーンの強靱化・多様化や経済の多角化、重要鉱物資源の持続可能な開発、食料の安定供給確保などのための協力を推進していくことを掲げた。

5月には、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度を導入する重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律が成立し、公布から1年以内の施行が予定されている。

イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、ほかの主要国でも近年急速に進展している。

米国は、これまでも技術の優位性の維持やサプライチェーンリスクへの対応の観点からの規制・振興措置を率先して導入・運用してきている。2月、米国民のデータセキュリティの保護の強化のため、懸念国への米国民の機微な個人

データの大規模な移転を阻止する権限を司法長官に与えることなどを規定する大統領令が発出された。10月には、2023年10月に発令した人工知能（AI）の安全性、セキュリティ及び信頼性に関する大統領令による指示に基づき、AIの安全保障上のリスク管理のための国家安全保障覚書（NSM）を発表した。同月末、米国財務省は、国家安全保障に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、半導体、量子情報技術、AIの3分野に関する懸念国・地域（中国、香港及びマカオ）に対する対外投資規制の最終規則を発表した。12月には、米国商務省は、中国の軍事転用可能な先進的な半導体製造能力を抑止する目的として、中国に対する半導体関係の輸出管理措置を強化した。また、同月、米国通商代表部（USTR）は通商法第301条に基づき中国原産のタングステン、ポリシリコン及びウエハー計5品目の輸入に対する関税を引き上げると発表した。

EUについては、1月、欧州委員会が「欧州経済安全保障の推進：5つの新たなイニシアティブの導入」と題する政策文書を公表し、2023年6月に公表された欧州経済安全保障戦略を踏まえ、対内直接投資審査、輸出管理、対外投資、デュアルユース技術の研究開発支援及び研究セキュリティに関する提案から構成される包括的な政策パッケージを発表した。5月には、重要原材料の供給確保を目的に、特定の原材料の供給能力に関して目標を設定し、戦略的プロジェクトへの支援やサプライチェーンのリスクモニタリングなどを規定する重要原材料法が発効した。また、重要原材料やサプライチェーン強靱化を始めとした経済安全保障上の課題への対応の必要性については、4月に公表されたレッタ元イタリア首相による単一市場に関する報告書や9月に公表されたドラギ元イタリア首相による欧州の競争力強化に関する報告書においても取り上げられた。フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が7月に公表した「今後5年間の政策プログラムを示した政治指針」においても、欧州の経済安全保障の推進は優先課題として位置付けられており、12月に発足した欧州委員会

においては、新たに貿易・経済安全保障を担当する欧州委員が任命された。

オーストラリアは、これまで、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示す「サイバー・重要技術国際関与戦略」の策定（2021年4月）、機微な国家安全保障に係る土地・事業への投資審査制度の厳格化（2021年1月）など、国家の強靱性の確保や、資産・インフラなどの防護を国益として位置付け、具体的な取組を進めてきている。また、11月には重要インフラ保安法を改正し、事業者などが政府に提供した営業上の秘密の保護の明記などによる官民情報共有の促進や、重要インフラの所有者及び運用者に義務付けられているリスク管理プログラムの策定に係る規制当局による是正指示権限の導入など、更なるセキュリティ強化を図っている。

カナダは、2022年、「重要鉱物戦略」を発表し、重要鉱物の調査・探査からリサイクルまでの取組を強化した。1月には、国家安全保障に危険を及ぼし得る軍事、国防、国家安全保障機関リスト及び機微技術研究リストを公表し、これらに関連する大学、研究機関、研究所の傘下にある活動に従事、ないし資金や物品を受領した研究者が関与する同分野の研究に資金供与を行わないことを盛り込んだ「カナダの研究を保護するための新たな措置に関する声明」を発出した。8月には、カナダ政府は、中国の不正な貿易慣行からカナダの労働者及び主要な経済部門を保護するためとして、中国製電気自動車（EV）に対し100%、中国からの鉄鋼・アルミニウム製品の輸入に対し25%の追加関税などの措置を発表し、10月から追加関税の適用を開始した。

□ 経済安全保障の推進に向けた外交上の取組

経済安全保障の推進において、外交が果たす役割は大きい。日本は、同盟国・同志国との連携の更なる強化、現行のルールを踏まえた対応、新たな課題に対応するルールの形成などに

ついて、国際社会と協力しながら、積極的な外交を展開している。

同盟国・同志国との連携の更なる強化については、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）や経済安全保障対話などを通じた二国間の取組に加え、G7や、日米豪印、日米韓の連携などを活用し、共通認識の醸成や政策面での協調を行うなど、協力の拡大・深化を図ってきている。

現行のルールを踏まえた対応に関しては、他国による不正な貿易政策や慣行に対し、WTO（世界貿易機関）協定等の現行のルールとの整合性の観点などから、同志国と連携して是正の働きかけを行ってきている。また、同志国の取組も参考にしつつ、経済安全保障上の措置と通商ルールとの関係に関する情報収集・分析などを行い、日本の経済安全保障上の政策的ニーズが適切に満たされるよう努力してきている。

新しい課題に対応するルール形成に関しては、重要・新興技術、経済的威圧など、既存の国際約束では十分に対応できず、更なる国際ルールの形成が必要とされる分野において同志国と連携しつつ引き続き国際的な議論をリードしていく。

□ 同盟国・同志国との連携

同盟国・同志国との連携については、前年に引き続き2024年も著しい進展が見られた。

G7の枠組みにおいては、2023年5月のG7広島サミットにおいて発出した「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」を基盤として、6月に開催されたG7プーリア・サミットにおいて、過剰生産や非市場的政策及び慣行（NMPP）⁽¹⁰⁾に関する課題、経済的威圧への対処、サプライチェーンの強靱化、重要・新興技術の保全などについて、今後も連携して取り組んでいくことを確認した。特に、NMPPの結果生じる市場の歪曲と過剰生産が自由で公正なルールに基づく国際経済秩序を損なうのみならず、戦略的な依存及び脆弱性を高め、新興

(10) NMPP : Non-Market Policies and Practices

国及び開発途上国の持続可能な成長を妨げるとの共通の認識を確認するとともに、NMPPが有害な過剰生産や他の波及効果をいかに生み出しているかを評価するため、共同での監視を追求することなどで一致した。7月に開催されたG7貿易大臣会合では、サプライチェーン強靱化に向けた同志国間及び官民の連携や、過剰生産やNMPPに関する取組を強化することで一致した。また、同会合では、重要鉱物の輸出管理に対する監視と情報交換を強化するとともに、経済的依存関係を武器化する試みを非難し、経済的威圧に対する共同での評価・準備・抑止・対応を強化することで一致した。

さらに、日本が議長国を務めた5月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会では、経済的強靱性に関するセッションを設け、サプライチェーンの強靱化、経済的威圧への対処、NMPPへの対応などの経済的強靱性及び経済安全保障に関する取組における加盟国間の連携やOECDが果たし得る役割について議論が行われた。

9月に開催された日米豪印首脳会合では、2023年に立ち上げを発表したパラオにおけるオープンRAN⁽¹¹⁾展開に関するイニシアティブに続き、フィリピン及びツバルにおいても5G・オープンRAN分野の協力を追求していくことを確認した。また、同会合では、半導体に関する協力を推進していくことに引き続きコミットすることで一致した。

11月に開催された日米韓首脳会合では、経済安全保障の課題に関する3か国の関与を深化させるための日米韓経済安全保障協議を称賛するとともに、サプライチェーンの途絶に関する早期警戒情報を交換するための3か国間の定期化された活発な協議を歓迎した。また、技術安全保障、標準及び信頼できるエコシステムに関する3か国の連携の必要性について一致した。

米国との間では、4月に開催された日米首脳会談において、経済的威圧、非市場的政策・慣行や過剰生産の問題への対応、サプライチェーン

の強靱化などについて協力を強化していくことで一致した。この文脈で、経済安全保障の確保に向けて、二国間やG7を含め、様々な枠組みを通じて連携を更に深めていくことで一致した。

欧州諸国との関係では、2023年12月に日仏首脳間で発表された「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力のロードマップ（2023-2027年）に基づき、2月に第1回経済安全保障に関する日仏作業部会を開催した。11月の日英首脳会談では、貿易や経済安全保障を含む経済面での日英二国間協力を更に推進していくため、両首脳は日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）の立ち上げに一致した。また、7月に行われた日独首脳会談の成果に基づき、11月に第1回日独経済安全保障協議を開催した。

EUとの関係では、5月に開催された日・EUハイレベル経済対話において、経済安全保障に関する双方の取組について意見交換を行い、同志国間の連携の重要性を確認するとともに、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ」の立ち上げを確認し、戦略的依存関係及び構造的な脆弱性に対処し、強靱で信頼性の高いグローバルなサプライチェーンを確保するため連携していくことなどで一致した。

韓国との関係では、12月に開催された第16回日韓ハイレベル経済協議において、経済安全保障を始めとする幅広い分野での連携や協力が進んでいることを確認した。

オーストラリアとの関係では、9月に開催された日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）において、日豪経済安全保障対話の活用を含め、経済安全保障分野での連携を強化することで一致したほか、10月に開催された日豪首脳会談では、経済安保分野での対話と協力を強化していくことで一致した。

インドとの間では、8月に開催された第3回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において、経済安全保障分野での協力を強化することを確認したほか、11月に初となる戦略的貿易及び技術を含む日印経済安全保障対話を開催した。

(11) 複数のベンダーを組み合わせてオープンな形で構築することが可能な無線アクセスネットワークのこと。サプライチェーンリスクの回避にもつなげられるメリットがある。

カナダとの間では、2022年にエネルギー安全保障分野での協力を含む「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表したほか、2023年9月にバッテリーサプライチェーン及び産業科学技術に関する二つの協力覚書に署名し、これらの分野での協力を一層加速化させている。

東南アジア諸国との関係では、4月の日米比首脳会合の際に発出した「日米比首脳による共同ビジョンステートメント」において、経済的威圧に強く反対し、ルールに基づく経済秩序の重要性を強調するとともに、経済的威圧への対応における緊密な連携の必要性を強調した。7月の日・メコン外相会議で採択された「日メコン協力戦略2024」では、日本及びメコン諸国が、経済安全保障と経済的強靱性の強化に取り組むことで一致し、経済的威圧に対する懸念を表明し、これに反対するとともに、ルールに基づく経済秩序の重要性を強調した。

オ 経済的威圧への対応

また、上記ウに述べた新たな課題の中でも、グローバリゼーションの進展を背景として、国家間の経済的相互依存関係が深化する中、特定の国との経済的結び付きを利用して政治的目的を達成するために、濫用的、恣意的又は不透明な形で措置を講じ、もしくはそのように措置を講じると脅したりする経済的威圧がとりわけ問題となっている。このような経済的威圧は、自由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦するものである。

2022年12月の「国家安全保障戦略」でも、外国からの経済的威圧について効果的な取組を進めていく方針が示された。既存の国際約束では必ずしも十分に対応しきれない分野の一つである経済的威圧に対しては、同盟国・同志国と連携しつつ、このような経済的威圧が自由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦するものであるとの国際世論を喚起しながら、グローバル・サウスを含む関係国とも連携して、広く国

際社会としての共通認識を醸成していくことが重要である。こうした認識の下、G7広島サミットにおいて首脳間で立ち上げを確認した「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」での取組を着実に進めている。また、5月のOECD閣僚理事会に際し、日本の任意拠出金により作成されたOECD調査報告書「経済的威圧の貿易への影響」の要約を公表し、過去の経済的威圧の事例分析を通じて、その特徴及び経済的影響を明らかにした。また、10月には、経済的強靱性に関する日米比協議が開催され、経済的威圧への懸念及び強い反対並びに経済的強靱性の構築へのコミットメントを共有し、潜在的な経済的威圧に対する強靱性及び対処能力を向上するために協力していくことを確認した。

(3) サイバー

今日、国境を越えるサイバー空間は、世界各国のあらゆる活動に不可欠な社会基盤となり、全国民が参画する「公共空間」としてその重要性及び公共性がますます高まっている。一方、昨今の地政学的緊張を反映した国家等の間の競争が展開される中で、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。

外務省は、このような認識の下、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、「サイバー攻撃の抑止」、「サイバー空間におけるルール形成」、「開発途上国支援」、及びこれらに係る情報交換・政策調整のための「各種サイバー協議などの活用」に整理される様々な外交活動を行っている。

「サイバー攻撃の抑止」に向けた取組として、日本はサイバー攻撃主体に対する非難や懸念を公に表明する「パブリック・アトリビューション」を実施してきている。外交当局としても、2017年にはワナクライ事案⁽¹²⁾の背後における北朝鮮の関与、2018年には中国を拠点とする「APT10」による攻撃、2021年には「APT40」

(12) 北朝鮮の関与があったとされる悪意のあるプログラム。2017年5月に150か国以上で30万台以上のコンピュータが感染し、身代金が要求された。

による攻撃について非難する外務報道官談話を発出し、また、2025年1月には、北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する日米韓共同声明を発出するなど、同盟国・同志国と連携して発信してきている。

「サイバー空間におけるルール形成」のための取組については、国連での約四半世紀にわたる議論を通じ、国連全加盟国が既存の国際法がサイバー空間に適用されることを確認し、11項目の責任ある国家の行動規範⁽¹³⁾が採択された。この行動規範そのものは国際法上の法的拘束力を有するものではないが、国連加盟国がコンセンサスで採択したものであり、サイバー空間におけるルールの基盤となっているため、各国がこれら規範を具体的に実践し、国家実行を積み重ねていくことが重要である。このような認識の下、日本は、2021年から2025年までを会期として国連全加盟国が参加して行われているオープン・エンド作業部会（OEWG）において、関連の議論に積極的に参加している。また、既存の国際法がどのようにサイバー空間に適用されるかについて、各国が基本的な立場を明らかにすることも重要である。日本は2021年に立場を公表している⁽¹⁴⁾ほか、基本的な立場を明らかにする重要性を様々な場で訴えている。

「能力構築支援」に関しては、サイバー空間のボーダーレスな性質に鑑みれば、他国及び地域の能力を向上させることが日本を含む世界全体の安全を守ることにつながるとの考えから、法の支配に基づくFOIP実現のための要であるASEANを中心に、外務省を含む関係省庁が、国際機関を通じた取組を含め行っている。具体的には、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）における研修の実施、関係省庁による研修・機材供与、独立行政法人国際協力機構（JICA）による課題別研

修・国別研修の実施や世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）が米国や欧州政府と共催で実施する「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」などが挙げられる。

サイバー空間におけるこれらの取組を進める上で、「各種サイバー協議などの活用」は非常に重要である。日本は多くの国・地域等とサイバー協議などを通じて国際連携を推進しており、2024年は、米国、ヨルダン、リトアニア、英国、日米韓、日米比、EUとの間で政府間協議などを実施した。また、日米豪印では、2022年5月の首脳会合で発表した「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ」の下、重要インフラのサイバーセキュリティやインド太平洋地域における能力構築支援の協力などに取り組んでいる。このほか、米国が主催する、急速に脅威が増大しているランサムウェア⁽¹⁵⁾に対処するための多国間枠組みである、「カウンターランサムウェア・イニシアティブ」や英国及びフランスが主催する商業的サイバー侵入能力の拡散と無責任な使用に対抗する枠組みである「Pall Mall Process」における議論にも積極的に参加している。

こうした外交活動を通じ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

（4）国際的な海洋秩序の維持・発展

日本は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域（EEZ）と長い海岸線に恵まれた国であり、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれ

⁽¹³⁾ 2015年、サイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）において、国家による責任ある行動に関する拘束力のない自発的な規範11項目を記載した報告書が採択された。

⁽¹⁴⁾ 日本の立場については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_003059.html

⁽¹⁵⁾ 身代金目的のサイバー攻撃

⁽¹⁴⁾



た海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠である。こうした考えの下、2023年4月に策定された第4期海洋基本計画や4月に策定された海洋開発等重点戦略を踏まえ、領海などにおける国益の確保に加え、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を政府一体となり推進してきており、同盟国・同志国などと協力しながら、FOIPの実現に向け、特に、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序のための取組を進めている。

ア 基本的な考え方

海洋をめぐることは、特に、アジアにおいて、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えている。このような中、日本は2014年に安倍総理大臣が「海における法の支配の三原則」(236ページ 6(2) 参照)を徹底していく必要があるとの認識を表明した。2023年3月にはインド世界問題評議会(ICWA)において、岸田総理大臣がFOIPのための新たなプランを紹介する中で、「海における法の支配の三原則」の重要性を改めて強調した。これらを踏まえ、各国と連携しつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んでいる(24ページ 第2章第1節参照)。

イ 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約:UNCLOS)は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた発信に積極的に貢献している(236ページ 6(2) 参照)。6月のG7プーリア・サミットにおいては、G7首脳はUNCLOSの普遍的かつ統一的な性格を改めて強調した。

ウ 日本の主権・海洋権益に対する挑戦への対応 (東シナ海情勢:41ページ 第2章第2節 2(1)イ(エ)参照)

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が2024年も相次いでおり、接続水域内における年間確認日数は、355日となり、過去最多を更新した。また、中国海警船が領海に侵入し、日本漁船に近づこうとする動きも頻繁に発生しており、2023年4月には領海侵入時間が過去最長の80時間以上となる事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。また、中国軍も東シナ海周辺海空域での活動を質・量ともに急速に拡大・活発化させている。EEZ及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて、近年、東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて中国による日本の同意を得ない海洋調査活動も継続して確認されているほか、2023年7月、東シナ海の日本のEEZにおいて中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。政府としては、首脳・外相を含むあらゆるレベルで、様々な機会を捉え、中国側に対して抗議し、当該ブイの即時撤去を累次にわたって強く求めてきた。当該ブイについては2025年2月、日本のEEZ内に存在していないことが確認された。2024年12月に与那国島南方の日本のEEZにおいて新たに確認されたブイについても、政府としては、同月の日中外相会談を始め、中国側に対して即時撤去を求めている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続・強化していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

6月、G7プーリア・サミットにおいて、G7首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況について引き続き深刻に懸念していること、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試み

■ 魚釣島(沖縄県石垣市)



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

にも強く反対することを表明した。また、10月の日・ASEAN首脳会議及び東アジア首脳会議（EAS）において、石破総理大臣は、東シナ海では日本の主権を侵害する活動が継続・強化されており、強く反対すると述べた。

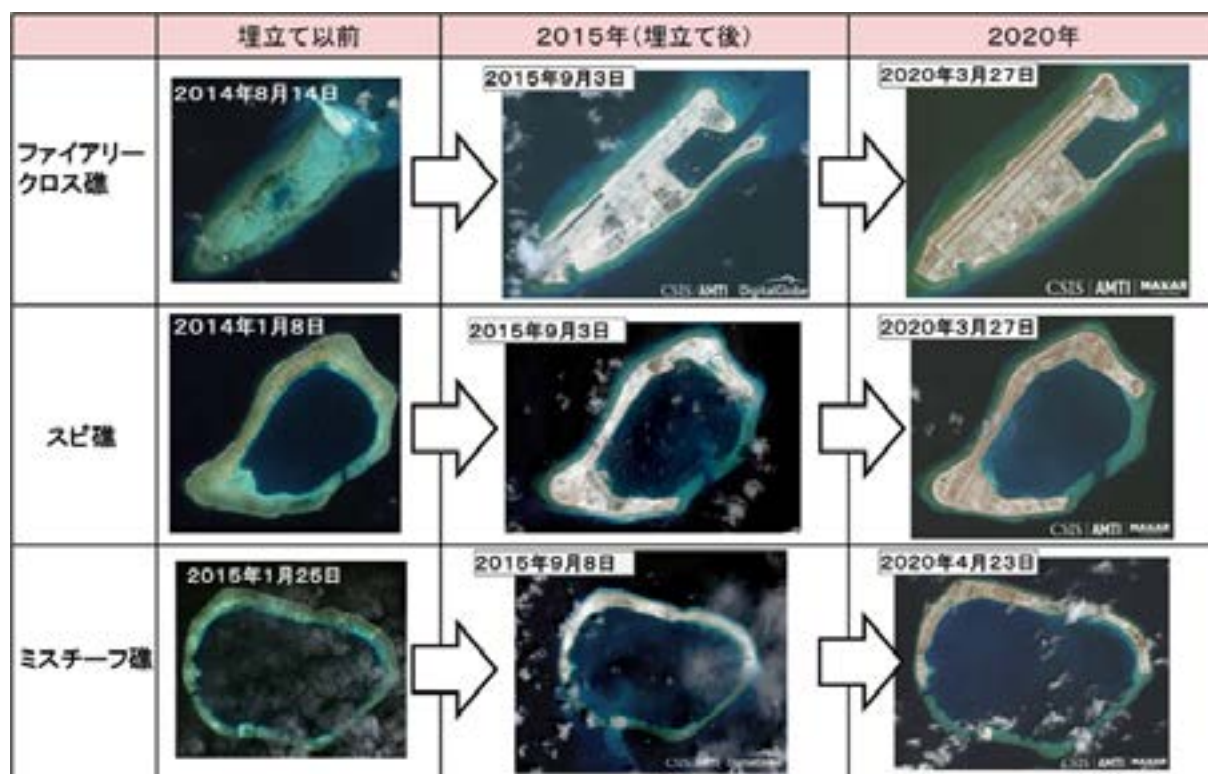
Ⅱ 南シナ海の海洋秩序に対する挑戦への対応 (80ページ 第2章第2節7 (2)参照)

南シナ海では、法的根拠のない拡張的な海洋権益に関する主張に基づき、中国が係争地形の一層の軍事化や軍、海上保安機関、海上民兵などを用いた沿岸国等に対する威圧的かつ脅迫的な活動など、法の支配や開放性に逆行する力又は威圧による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化している。特に2023年以降、中国船舶とフィリピン船舶との衝突や中国船舶によるフィリピン船舶への放水が度々発生しており、6月には、セカンド・トーマス礁周辺で、中国船舶の乗員がフィリピン船舶に立ち入り、武器や物資の押収及び機材の破壊を行うとともに、フィリピン船舶1隻を強制曳航し、また、船舶の衝突によりフィリピン軍人が親指を切断する事案が発生した。

日本は、海における法の支配の貫徹を支持し、航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視する立場から、南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試みや緊張を高めるいかなる行為にも再三にわたり強く反対してきている。また、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。2016年の南シナ海に関する比中仲裁判断発出から8年を迎えた7月には外務大臣談話を発出し、2016年の比中仲裁判断は最終的であり、紛争当事国であるフィリピンと中国を法的に拘束し、当事国がこの判断に従うことにより、南シナ海における紛争の平和的解決につながることを強く期待すると改めて表明した。

4月に初めて開催された日米比首脳会合で、日米比3か国の首脳は、中国によるフィリピン船舶の公海における航行の自由の行使に対する度重なる妨害及びセカンド・トーマス礁への補給線への妨害は危険で不安定化をもたらす行為であるとして、深刻な懸念を改めて表明した。6月のG7プーリア・サミットでは、G7首脳

中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築



出典：CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe/MAXAR

は、南シナ海における状況への深刻な懸念と、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに対する強い反対を改めて表明するとともに、増加しているフィリピン船舶に対する危険な操船及び放水の使用について深刻な懸念を表明した。また、海洋における全ての活動を規律する法的枠組みを規定する上でのUNCLOSの重要な役割を再確認した。9月の日米豪印首脳会合において、日米豪印の首脳は、係争地形の軍事化や南シナ海における威圧的かつ脅迫的な操船に対する深刻な懸念を表明し、危険な操船の増加を含め、海上保安機関及び海上民兵船舶の危険な使用を非難した。また、他国の海洋資源開発活動を妨害する取組への反対、並びに国際法と整合的な妨げられない商業活動を維持・堅持することの重要性を改めて強調した。また、10月の日・ASEAN首脳会議及びEASでは、石破総理大臣から、南シナ海での軍事化や威圧的な活動が継続・強化されているとして、UNCLOSの関連規定に基づかない不当な海洋権益の主張や海洋における活動は認められない

と強調した。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結する国際社会の正当な関心事項であり、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存する日本にとっても重要である。日本としては、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向け、引き続き、ASEAN諸国や米国を始めとする国際社会と連携していく。

オ 海賊・海上武装強盗対策

日本は、アジアやアフリカでの海賊・海上武装強盗対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊等事案対策

2006年、日本の主導によりアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)が発効し、シンガポールに設置された情報共有センター(ReCAAP-ISC)を通じ、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊等の事案に関する

情報共有及び能力構築支援協力が行われている。日本はこれまで事務局長（2022年3月任期満了）及び事務局長補の派遣、並びに財政的貢献によりReCAAP-ISCの活動を支援している。国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2022年は58件、2023年は67件、2024年は70件となっているが、ReCAAP-ISCの活動や締約国の貢献を背景に、近年は誘拐や暴行などを含む深刻な事案の発生は抑制されている。

（イ）ソマリア・アデン湾における海賊等事案対策

アジアと欧州をつなぐ重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生件数は、IMBによれば、2011年（237件）をピークに減少傾向にあり、2019年以降は未遂事案が0件又は1件で推移、2024年には8件の海賊事案が発生したものの、低い水準で推移している。今後、再び海賊事案が増加傾向に転じないように、国際社会との協力が求められている。

日本は、2009年から海賊対処活動の一環としてソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）及びP-3C哨戒機を派遣し、当該海域の安定化に貢献している。また、ソマリアやジブチなど周辺国の海上保安能力の強化や、ソマリア社会の安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

（ウ）ギニア湾における海賊等事案対策

IMBによれば、ギニア湾における海賊等事案の発生件数は、2022年は19件、2023年22件、2024年は18件であり、一つの事案で複数人が被害に遭うなど、引き続き世界で最も深刻な事案が多い海域となっている。沿岸国の海上法執行能力の強化が引き続き課題であり、日本は、国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、「G7＋＋ギニア湾フレンズ・グループ」の会合への参加を始め、国際社会と共に取り組んでいる。

力 能力構築支援における国際協力

グローバル化の進展、技術革新によるグローバルな安全保障環境への影響、中国の軍事力増強などによる軍事バランスの急速な変化や、国境を越える脅威の増大は、特に海洋分野において、一国のみで自国の平和と安全を守ることを不可能としている。そのため、日本は自国の防衛力や海上法執行能力の強化を進めつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展のため、同盟国・同志国などと連携・協力しながら、各国の海洋安全保障や海上法執行能力構築のための支援や、海洋状況把握（MDA）における国際協力を行っている。

こうした協力において、日本は従来から政府開発援助（ODA）を活用してきており、2022年のシャングリラ・ダイアログにおいて岸田総理大臣は、衛星、AI、無人航空機などの先端技術の知見の共有も含め、2025年までの3年間で、20か国以上に対し、海上法執行能力強化に貢献する技術協力及び研修などを通じ、800人以上の海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化の取組を推進すること、インド太平洋諸国に対し、少なくとも約20億ドルの巡視船を含む海上安保設備の供与や海上輸送インフラの支援を行うこと、日米豪印や国際機関なども活用しながら各国への支援を強化していくことを表明した。2023年は、20か国の海上保安機関などの計600人超の職員を対象に、日本や現地での研修を実施し、また、インドネシアの海上保安機構に対し無償資金協力「海上保安能力向上計画」により大型巡視船1隻を日本の造船所で建造し供与することを決定した。また、UNODCのグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）が実施する海上法執行能力強化プロジェクトへの支援を通じ、インド・太平洋及び西アフリカ各国に対して海上犯罪対策に係る訓練コースの開発や、同訓練・ワークショップの実施を行っている。

また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上

支援専従部門である海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）を各国の海上保安機関に派遣しているほか（GMCPの枠組み含む）、日本への招へい研修や「海上保安政策プログラム」により、各国海上保安機関職員への人材育成を実施している。さらに、インド太平洋地域の各国の軍などに対し、艦船整備や潜水医学等に関する能力構築支援、ASEAN加盟国などの若手士官などに海上自衛隊艦艇への乗艦研修などを行っている。

2023年に新たに創設された政府安全保障能力強化支援（OSA）は、海洋安全保障を優先分野の一つとし、同志国の軍などに対する資機材供与やインフラ整備などを通じて、安全保障上の能力・抑止力の強化を図っている。2024年度は、フィリピンに対し、複合艇や沿岸監視レーダーシステムなど、インドネシアに対し警備艇、ジブチに対し沿岸監視レーダーシステム及び関連インフラを供与することを決定した。

加えて、国際機関や多国間の枠組みを通じた海上法執行能力強化支援も行っている。10月、ReCAAP締約国のうちアジア諸国を中心に12か国の沿岸警備隊などの法執行機関を東京に招き、能力構築事業を開催した（202ページ 特集参照）。また、日米豪印で行う「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ(IPMDA)」との連携のほか、各国と覚書に基づきMDA情報の共有を図るなど、同盟国・同志国との協調も進めている。

(5) 宇宙

日本は2023年6月、3年ぶりに宇宙基本計画を改定するとともに、新たに宇宙安全保障構想を策定した。宇宙安全保障構想には、宇宙安全保障分野の課題と政策を具体化し、宇宙安全保障に必要なおおむね10年の期間を念頭に置いた取組が盛り込まれ、同盟国・同志国などと共に宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することが記載された。

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、また、衛星破壊実験などによりスペースデブリが

増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。こうした状況に対応するため、日本は宇宙状況把握（SSA）や宇宙システムの機能保証の強化などに取り組んでおり、また、国際的なルール形成や国際宇宙協力を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間が核兵器のない領域であり続けるべきとの考えの下、4月、日本は、米国と共同で、宇宙空間に設置することを目的とした核兵器その他の大量破壊兵器の開発を行わないことを各国に求める安保理決議案を起草し、65か国が共同提出したが、ロシアの拒否権行使により否決された。その後、日米両国は、アルゼンチンと共同で、同様の要素を含んだ国連総会決議案を提出し、同決議案は167か国の圧倒的多数の賛成を得て採択された。

民生宇宙活動に関する国際的なルール形成に関しては、国連総会の下に設置された常設委員会である宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）が重要な役割を果たしている。

COPUOSには、包括的な議論を行う本委員会以外に、宇宙活動に係る諸問題について科学技術的側面から検討を行う科学技術小委員会と宇宙活動により生ずる法律問題を議論する法律小委員会が設けられている。

1月から2月にかけて開催された科学技術小委員会においては、スペースデブリやリモートセンシングなどの個別のテーマに加え、宇宙活動の長期持続可能性についても活発な議論が行われた。

4月に開催された法律小委員会においては、宇宙空間の定義や静止軌道への衡平なアクセスに関する問題に加え、近年関心が高まっている宇宙交通管理（STM）や宇宙資源に関する議論が行われた。特に、宇宙資源については、2021年、法律小委員会の下に設置されたワーキンググループにおいて、宇宙資源をめぐる国際的なルールの在り方について、集中的な議論が行われた。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）

特集

SPECIAL
FEATURE

現代の海賊対策と日本の貢献

皆さんは、海賊と聞くと何を思い浮かべるでしょうか？ 童話の中の悪役や、映画やアニメの主人公かもしれません。しかし、海賊は現実^{いにしえ}に存在していて、今も世界の平和と安全の脅威となっています。

海洋国家である日本は、古^{いにしえ}から海を通じた貿易や人の往来を通して世界とつながり、発展してきました。海上交通路が整備され、輸送能力や技術が飛躍的に向上した今日、日本に輸入される様々な商品や石油などの資源の多くが船によって運ばれてきます。その航路の中には、パナマ運河、ホルムズ海峡、スエズ運河といった世界の海上輸送にとって死活的に重要な要衝、いわゆるチョークポイントと呼ばれる海域があります。現代の海賊等事案¹の多くはまさにこのチョークポイント周辺で発生しているのです。



日本への主要海上輸送ルートとチョークポイント

この古くて新しい脅威に対し、国際社会は連携して対処してきました。海賊の多発地帯であるソマリア沖・アデン湾では約60か国が協力して海賊対策を行っており、日本も自衛隊の護衛艦と哨戒機^{しやうけい}を派遣し、今この瞬間も警戒・監視活動の任務に従事しています。また、世界経済の大動脈であるマラッカ・シンガポール海峡でも海賊事案は発生しており、日本はアジア海賊対策地域協力協定情報共有センター（ReCAAP-ISC）と協力して対策に取り組んでいます。

欧州、中東、アフリカから日本などのアジアに向かう船のほとんどが通るマラッカ・シンガポール海峡の安全は、私たちの生活に直結します。この考えの下、2001年、小泉総理大臣はアジアの海賊問題に有効に対処するため、地域協力促進のための法的枠組みの創設を提案し、2006年にReCAAPが発効しました。日本が主導したこの協定には、アジア諸国のみならず、米国やオーストラリア、欧州諸国も参加するようになりました。ReCAAPの活動の中で日本が特に重点的に取り組んでいるのが、アジア諸国の海上保安機関の能力向上支援です。マラッカ・シンガポール海峡を始めとするアジアの海の安全を担うのは、沿岸国の海上保安機関であり、彼らの法執行能力の強化が、日本を含むアジアの安全につながります。



CBEPの参加者集合写真（10月、東京）

特筆すべき例として、2024年10月、ReCAAP事務局、外務省、海上保安庁による能力構築エグゼクティブ・プログラム（CBEP）を東京で開催しました。1週間にわたるこのセミナーには、ReCAAP締約国のうちアジア諸国を中心に13か国の海上法執行機関の幹部らが参加し、海賊対策をめぐる各国の取組について共有し、課題の対処について議論を行いました。日本は、法の支配に基づく海洋秩序の構築が海賊対策のためにも重要であることを強調し、海洋安全保障に関する日本の取組について紹介し、参加者の理解を深めました。このセミナーの成果を参加者が自国に持ち帰り、所属する機関の中で共有することで、地域全体の海上法執行能力が向上し、日本を含むアジアの海の安全、ひいては、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現につながっていきます。

このように、海の安全の確保を通じて私たちの生活を守ることは、日本の外交政策における大切な取組の一つです。そして、海賊への対処は、ほかの地球規模課題と同様に日本単独でできるものではありません。これからも政府一丸となって、海洋安全保障のための国際協力を進めていきます。

¹ 「海賊等事案」は、公海上で発生した「海賊」と領海内で発生した「武装強盗」を含む。

については、日本や英国などが2021年に共同で提案し、2022年から2023年にかけて開催された「宇宙空間における責任ある行動」に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）において活発な議論が行われたが、一部の国の反対により、報告書は採択されなかった。また、これとは別の動きとして、ロシアが2022年に提案して設立された政府専門家会合（GGE）が2023年11月及び2024年8月にジュネーブで開催され、コンセンサスで報告書が採択された。さらに国連総会では、2023年に設置することが決定された英国提案の「責任ある行動」に関するOEWGとロシア提案のPAROSに関するOEWGを統合することが決定された。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献するため、2021年に国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を行っている。宇宙活動の許認可及び継続的監督に焦点を当てた法的能力構築支援を実施し、1月には、国連大学において、7か国（ブータン、カンボジア、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン及びタイ）からの約25人の専門家を得て、3日間にわたる集中的なワークショップを開催した。

イ 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。特に、8月、米国において、「宇宙に関する包括的日米対話」第9回会合を開催し、日米の宇宙関係府省及び機関の関係者が参加し、商業宇宙、宇宙安全保障及び民生宇宙を含む幅広い分野を包括的に議論し、その成果として共同声明を発出した。

また日米豪印における取組としては、2021年の日米豪印首脳会合において設置された宇宙分野に関するワーキンググループを活用し、ワークショップなどを実施した。また、9月の日米豪印首脳会合においては、全ての国家に対し、安全で、平和的で、責任ある持続可能な宇宙空間

の利用に貢献するよう求めることで一致した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がオーストラリア宇宙庁（ASA）との共催により、「第30回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）」を開催し、持続可能で責任ある地域宇宙セクターの構築に向けた協力体制について議論した。

ウ 国際宇宙探査・国際宇宙ステーション（ISS）

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査計画「アルテミス計画」への参画を決定した。2020年には、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名した。その後、アルテミス合意は署名国を増やし52か国となった（2024年12月末時点）。

また、2023年、日米両政府は、宇宙の探査及び利用を始めとする宇宙協力を一層円滑にするための新たな法的枠組みである「日・米宇宙協力に関する枠組協定」を1月に署名し、同協定は6月に発効した。同協定の下で作成され、4月に署名された実施取決めでは、日本が月面与圧ローバを提供して運用を維持する一方で、米国はアルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の機会を割り当てることが記載された。また関連して、同月に実施した日米首脳会談で両首脳は、アルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士が米国人以外で初めて月面に着陸するという共通の目標を発表した。

日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、ISSの日本実験棟「きぼう」を活用し、アジア太平洋地域に対してはAPRSAFに設置されたKibo-ABCイニシアチブを通じた人材育成プログラム（ロボットプログラミング、物理・植物実験など）を提供して

いる。さらに、宇宙新興国に対しては国連宇宙部との協力枠組み「KiboCUBE」プログラム⁽¹⁶⁾を通じた超小型衛星の放出機会を提供している。同プログラムの下、中米統合機構(SICA)、メキシコ、並びに、タンザニア及びコートジボワール（両国共同）が放出に向けた衛星開発を行っている。

Ⅰ 宇宙技術を活用した地球規模課題への対応

近年、地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成などに向けて貢献している。

例えば、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ（GSMaP）」を無償で提供しており、世界152の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立ち上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに37か国・地域、490回以上の緊急観測要請に対応している。防災関係者を対象にワークショップを開催し、アジア諸国における災害時の衛星データ利活用に係る能力向上にも貢献している。

加えて、JICAは、JAXAとも連携し、7月に10か国の宇宙関連機関職員13人を日本に受け入れて、SDGsに資する宇宙技術の利活用能力の向上に係る研修を実施した。加えて、2023年度より開始したパラグアイ・ルワンダでの宇宙機関の組織・技術的キャパシティ向上に係る技術協力事業において、日本の宇宙分野の産学官の支援を得つつ、日本での研修を複数回実施した。また、5月には岸田総理大臣の訪問に合わせ、JAXA及びパラグアイ宇宙機関と共に、日本とパラグアイの宇宙開発協力に関する覚書に署名し、産学官が連携する「日・パラグアイ宇宙協力プログラム」を設け、多角的な協力を

進めていくことを確認した。

(6) 平和維持・平和構築

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連PKOの派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の国家の国造りと平和の持続のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が課題となっている。

近年では、紛争だけでなく、気候変動や感染症など新たなリスクが平和と安定に及ぼす影響についても懸念されており、より統合的なアプローチが必要となっている。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中、「新・平和への課題（New Agenda for Peace）」や未来サミットの成果文書「未来のための約束」（226ページ 5（2）参照）において、平和維持・平和構築といった平和活動の強化が盛り込まれるなど、その取組はますます重要になっている。

Ⅱ 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）など

2024年12月末時点で、11の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。従事する軍・警察・文民要員の総数は約7万人である。新たな技術を用いた脅威の増加など、国連PKOを取り巻く環境は複雑化しており、PKOの将来に関する議論が活発に行われている。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション（SPM）を設立し、紛争の平和的解決、紛争後の平和構築、紛争予防といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）」に基づき、

⁽¹⁶⁾ 宇宙新興国などの宇宙関連技術の向上に貢献することを目的に、ISSの「きぼう」日本実験棟から超小型衛星を放出する機会を選定された機関に提供するプログラム

1992年以来、計29の国連PKOミッションなどに延べ1万2,700人以上の要員を派遣してきた。直近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年から施設部隊を派遣した。施設部隊は、インフラ整備や避難民への給水活動などを実施し、2017年5月に活動を終了した。UNMISS司令部では2024年5月に副参謀長ポストを含む2人の自衛官を追加派遣し、同年12月末時点で6人の自衛官が活動し、同国の平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣し、2024年12月末時点で4人の自衛官が活動し、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後も、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

（イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

紛争及び人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止が重要である。2022年には世界の難民・避難民数が初めて1億人を超えたが、中長期的な観点に立って強靱な国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」⁽¹⁷⁾の考え方を、2023年6月に改定された開発協力大綱で明記した。同年12月に開催された第2回グローバル難民フォーラム（GRF）では、同アプローチにおいて日本が主導の役割を務めることを打ち出し、国際社会と協力して、平和構築支援も含め未曾有の人道危機に取り組む姿勢を示した。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などのほか、国造りを担う人材の育成を支援している。パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、8月に開催したアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合において、平和と安定に向けた議論を行った。具体的には、政府間開発機構（IGAD）を拠点とする「アフリカの角における女性平和人材育成イニシアティブ」の立ち上げや地雷・不発弾対策プラットフォームの展開を発表したほか、アフリカの声をより良く反映していくため、国連安保理改革が重要であると表明した。2025年8月にはTICAD 9を横浜にて開催予定であり、民主主義の定着及び法の支配の推進、紛争予防・平和構築、コミュニティの基盤強化に向けた支援などを通して、平和と安定に向けたアフリカ主導の取組を後押ししていく。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、アフリカ諸国に対し、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与や、地雷除去支援も進めている。

また、「アフリカの角」地域では、「アフリカの角」担当大使による人道アクセス確保及び停戦に向けた働きかけを行う一方、選挙支援、エチオピアにおけるDDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）支援、人道支援の実施な

⁽¹⁷⁾ HDPネクサス（人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の連携（Nexus））：短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な観点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

どを通じ、地域の平和と安定に向け貢献している。さらに、日本は、2008年から2024年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,600万ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

イ 国連における取組

平和構築の取組の必要性に関する国際社会の認識が高まった結果、2005年の安保理決議(1645)及び総会決議に基づき、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする「国連平和構築委員会(PBC)」が、安保理及び総会の諮問機関として設立された。PBCは国・地域における平和構築の在り方に関する議論に加え、女性・平和・安全保障(WPS)や若者・平和・安全保障(YPS)などのテーマに関する議論も行っており、近年は安保理や総会などへの助言機能を果たす機会が増える傾向にある。

日本はPBC設立時から一貫して、PBCの「組織委員会」のメンバーを務めており、強靱で持続的な平和を実現するためには、HDPネクサスに基づくアプローチが必要との立場の下、制度構築や人への投資に取り組む重要性を唱えてきている。2024年には、日本はPBCにおける安保理との調整役として、両機関の連携強化に貢献している。

また、日本は、国連平和構築基金(PBF)⁽¹⁸⁾に、2024年12月末まで総額6,685万ドルを拠出し、主要ドナー国として、国連関連機関が実施するアフリカなどにおける事業の遂行を積極的に支援している。

日本は、2023年1月から2年間の安保理理事国の任期でも平和構築を優先課題の一つとして取り組んできた。2023年1月と2024年3月には安保理議長月として、2度にわたって平和構築・紛争予防に関する公開討論を主催し、いわゆるグローバル・サウスが抱える様々な難しい課題に焦点を当て、紛争の再発を防止し平和

の持続を実現させる上での「人」の役割や、PBCのより積極的な活用といった国連の機能強化の重要性を強調した。多くの国から日本の考えに賛同する声が上がった。

また、ほかの安保理理事国とも連携し、平和構築に関する取組を実施してきている。2024年1月には、ガイアナ及びモザンビークと共に、安保理において「平和構築と平和の持続：強靱性強化に向けた人への投資」をテーマとする会合を主催し、平和を構築する上での女性のエンパワーメントを含む人への投資の重要性について取り上げるなど、日本の立場を積極的に発信した。このように、日本は、PBCメンバー国としてだけでなく安保理理事国としても、国連の場において平和構築に取り組む重要性が深く共有されるよう、議論を喚起してきており、安保理理事国の任期後も引き続き、PBCなどを通じて積極的に貢献していく。

ウ 人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の人材育成が課題となっている。日本は、現場で活躍できる人材を育成する事業を実施しており、2024年末までに育成した人材は1,000人を超える。事業修了生はアジアやアフリカなどの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国などから高い評価を得ている。また、若手人材向けの研修コース(初級コース)の日本人修了生228人のうち123人が国際機関の職員(正規職員のほか、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)や国連ボランティア、コンサルタントを含む。)を務めるなど、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化に大きく貢献している。2024年も、プライマリー・コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とするミッドキャリア・コースを実施した(208ページ コラム参照)。

⁽¹⁸⁾ 2006年10月に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争の予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施している。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）に資金を拠出し、自衛隊員等を教官として派遣するなど協力をを行っている。これまで、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの9か国336人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。2018年にはアジア及び同周辺地域にも対象地域が拡大され、ベトナム及びインドネシアで訓練を実施した。2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野でも救命訓練を開始し、2021年から国連PKOミッションに遠隔医療を導入するための支援を開始した。重機操作及び医療分野における教官として自衛官など延べ408人が訓練に貢献している。2023年に、TPPを拡充し、アフリカ連合（AU）が主導する平和支援活動に派遣される要員への訓練を実施するために約850万ドルの拠出を決定し、2024年、AUミッション要員への訓練が開始された。また、カンボジアにおいて、韓国及びオーストラリアと共に、分野横断的な訓練も実施した。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

(7) 治安上の脅威に対する取組

良好な治安を確保し、国民の生命などを守ることは、様々な社会経済活動の前提であり、国の基本的な責務である。科学技術の進展、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）のまん延といった社会情勢の変化もあいまって急速に複雑化、深刻化している国際的なテロや組織犯罪といった治安上の脅威に効果的に対処するためには、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠である。

ア テロ及び暴力的過激主義対策

近年、人々の情報通信技術への依存が高まるにつれ、オンライン上での過激思想の拡散や、テロなどを触発する有害コンテンツの発信が容易となり、テロ組織が、資金調達、勧誘、扇動にインターネットやSNSを悪用している傾向が顕著に見受けられる。また、ドローンなどの簡易で安価な武器を利用し、多くの人が集まる警備が手薄なソフト・ターゲットを対象とした無差別テロが増加しており、テロの致死性が高まっているという見方もある。こうしたテロ活動に対抗するには、テロリストへの資金の流れを断ち切る必要があり、国際的な連携と併せて、官民で協力して対応していくことが重要となっている。

日本は、国際的なテロ・暴力的過激主義対策やテロ資金対策の取組の一環として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及び国際刑事警察機構（インターポール）によるプロジェクトに拠出し、東南アジア諸国の法執行機関の能力構築を支援している。また、テロ対策に係る国際的な枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の関連会合や議論に積極的に参加してきており、GCTFの派生団体である「コミュニティの働きかけと強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」や国際司法・法の支配研究所（IIJ）とは、プロジェクト・レベルでの協力を進めてきている。特にIIJとは、2024年2月に、外務省と国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と三者共催で、「南アジア及び東南アジア地域における法の支配ワークショップ」を東京で開催した。また、二国間・三国間テロ対策協議、日米豪印テロ対策作業部会などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認しつつ、実践的な協力を強化してきている。このほか、過去20年間にわたり継続して行っている取組として、異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献のため、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間対話、異文化交流、日本の教育の現場の視察などを行う交流を実施しており、かかる取組は今後も継続して実施していく。

コラム
COLUMN

日本の資金援助を通じたギニアビサウでの 平和維持活動

国連開発計画 (UNDP) ギニアビサウ事務所 かつき たいが 勝木 大我

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」研修員の勝木大我です。同コースを通じて、国連開発計画 (UNDP)¹のギニアビサウ事務所で国連ボランティアとして勤務しています。

皆さんはギニアビサウという国をご存じですか？ 西アフリカに位置するこの国は、大小88の島々から成り、きれいな海と自然豊かな環境が自慢な国です。しかし、最貧国の一つとして数えられ、貧困、医療、社会保障の欠如、政治不安や汚職問題など様々な問題に直面しています。

貧困や格差、不公正に終止符を打つことを使命とするUNDPは、ギニアビサウで日本政府からの資金援助を通じて、汚職防止の取組を行っています。汚職防止が平和維持になるのか？と思われるかもしれませんが、私は平和を維持するための重要な取組だと考えます。例えば、公的資金や医療品などの横領は国民の間の不満を生み出し、クーデターなどの政治不安を引き起こす原因となります。事実、直近の2023年11月には、汚職問題に端を発し、大統領や政府に不満を持つ人々関わったクーデター未遂となる銃撃事件が発生しました。

私はUNDP ギニアビサウ事務所で、本事業の医療分野での汚職防止活動に取り組んでいます。汚職は、政府内だけで起こる問題ではなく、様々な場所にリスクが潜んでいます。そのため、汚職防止のためには資金や医療品の流れ、管理手法を確認し、透明性を確保する必要があります。具体的には保健省や地方政府、病院や薬局などを調査・分析した資料の作成や、透明性を高めるための情報のデジタル化の模索などを進めています。

また、私は先方政府との調整を行いながら、保健省・経済省などの複数の省庁の国家公務員への能力構築トレーニングを主導しています。リスク評価やリスクマネージメントに関する研修を基に、どこに汚職のリスクが潜んでいるか、そのリスクにどう対処していくかなどのトレーニングを行っています。さらに、デ・バロス首相が私たちの汚職防止の活動に大きな関心を持たれたことで、先方政府から保健省の財政部門の中にある評価・計画チームに対しても技術支援を行って欲しいという要請もあり、活動の大きなインパクトを感じました。今では、同チームに対する技術支援として、戦略的なビジョンや内部監査を実施するための組織構造、目的設定、予算編成や資金戦略などを含む能力構築トレーニングや助言活動に励んでいます。



政府との話し合い現場の様子（筆者左端）



汚職防止の活動の一環として地方の病院を訪問し、データ収集をした際の様子（筆者右端）

UNDPは「不公正と戦うこと」を使命としていることもあり、ギニアビサウの汚職防止に日本政府と協力して取り組んでいます。私は、このように公正な社会や国家システムを構築するといった大きな目標を掲げながら、「国連だからこそできるアプローチ」を通じて、汚職防止の取組に向き合っていることにとてもやりがいを感じています。今後も日本政府の資金援助を通じた汚職防止活動に取り組みながら日本の存在感を高めていきたいです。

¹ UNDP : United Nations Development Programme

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）及び犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）（いずれも事務局はUNODC）は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。2021年3月に京都で開催された第14回コングレス（京都コングレス）では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言（京都宣言）が採択された。日本は、その後もリーダーシップを発揮し、UNODCなどと協力しつつ、（ア）アジア太平洋地域において刑事実務家が情報共有や意見交換をするプラットフォームとしての「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催、（イ）若者（ユース）たちが自ら議論し、その声を政策に取り入れていくことを目指す「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催、（ウ）国際社会による再犯防止の取組を推進するための国連準則の策定への取組を進めているほか、UNODCが行う京都宣言のテーマ別討論をサポートするなど、京都宣言のフォローアップを積極的に行っている。さらに、2024年5月に開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、日本は、京都宣言を引き続きフォローアップする決議案を提出し、同決議案は全会一致で採択された。これにより、京都コングレスの成果は、2026年の第15回コングレス（アラブ首長国連邦がホスト国）に受け継がれていくこととなった。また、UNODC、インターポール及び欧州評議会への資金拠出を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。そのほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）⁽¹⁹⁾を通じて、犯罪者処遇や犯罪防止、犯罪対策などに関する研修を日本で実施し、各国刑事司法担当者など

の能力構築に貢献している。日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。また、サイバー犯罪が国境を越える脅威となっている今日、国際社会が一致してサイバー犯罪に対応するため、2019年に国連で議論が開始された国連サイバー犯罪条約が、2024年12月にニューヨークの国連本部において採択された。日本は、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保を目指し、同条約策定のために設立された特別委員会の副議長を務めるなど、交渉妥結に尽力した。

2 腐敗対策

持続的な発展や法の支配を危うくする要因として指摘される腐敗への対処に対する国際的な関心が高まる中で、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。2023年9月には、UNCACレビューメカニズム（締約国間の相互審査）において、同条約上の犯罪化及び法執行（第3章）並びに国際協力（第4章）の規定に係る日本の実施状況に関する審査の結果についてのエグゼクティブ・サマリーが公表された。また、G20の枠組みで開催される腐敗対策作業部会の活動にも積極的に参加し、同作業部会の2025年から2027年の行動計画や、民間部門における腐敗対策の強化に関するハイレベル原則の策定に貢献した。さらに2024年10月には、G20腐敗対策作業部会が設置されて以来3回目の開催となる閣僚会合がブラジル・ナタルで開催され、日本を含むG20各国が国際的な腐敗対策に係る枠組みを強

(19) 日本政府と国連との協定に基づき、1962年に設立された国連地域研修所。東京都昭島市に所在。法務省が運営し、海外参加者を招へいして刑事司法分野の研修などを継続的に実施している。

化するための議論を行い、「G20腐敗対策閣僚宣言」⁽²⁰⁾が採択された。そのほか、UNAFEIを通じて日本で汚職防止刑事司法支援研修を実施している。経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（外国公務員贈賄防止条約）の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員に対する贈賄行為の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

エ マネー・ローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、日本は2019年の第4次対日相互審査報告書の採択以降、着実に対応を進め、2024年10月のFATF全体会合において、同第4次審査で改善が必要と指摘された勧告全ての評価引上げを達成した。加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策に積極的に取り組んでおり、国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、または、国連安保理決議第1373号⁽²¹⁾に基づく日本独自の対応として、テロリスト等に対する資産凍結などの措置を実施している。2024年11月末時点では、安保理制裁委員会により指定されたタリバーン、アル・カーイダ及びISIL（ダーイシュ）関係者等390個人及び94団体及び、安保理決議第1373号に基づき指定された41個人及び31団体の合計

420個人及び122団体（ただし、重複する11個人3団体を除く。）に対し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく資産凍結などの措置を実施している。

オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、国内体制を強化し、また、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。2024年も、国際協力機構（JICA）を通じ、日本を含む各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業を引き続き実施した。例えば、2022年1月からJICAを通じたタイ政府に対する技術協力を実施しており、その一環として2024年7月にメコン地域の人身取引対策関係者のネットワーク強化を目的とした人身取引対策のためのワークショップを開催した。また、2022年3月からJICAを通じたカンボジア政府に対する技術協力を実施しており、関連機関による人身取引被害当事者への支援能力の向上を目指している。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて2024年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行った。また、UNODCが実施する東南アジア向けのプロジェクトへの拠出を通じ、法執行当局に対する研修を始めとする対応能力強化支援を実施した。日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

カ 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力し、違法薬物の原料

⁽²⁰⁾ 2024年の「G20腐敗対策閣僚宣言」の仮訳については、外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100748650.pdf>

⁽²¹⁾ 2001年9月の米国同時多発テロ発生を受け、同年同月に国連安保理で採択された。国連加盟国に対し、テロ行為を行う者やテロ行為に関与する者などに対する資産凍結等の包括的な措置を講じることを求めている。

(20)



の生産や新たな合成薬物の製造、密輸などの取締りに関係する調査、分析情報の整備や連携ネットワークの維持拡大に貢献している。また、国境を越える国際的な薬物取締りの実地的な能力強化、特に開発途上国などの政情不安定な農村や国境管理上脆弱な地方の貧困層（移民や若

者等を含む。）が組織犯罪に関わらないよう、薬物原料植物の違法栽培に代わる作物等の生産などの代替生計手段の開発支援や、密輸取引の取締り関連情報の整備を進めるとともに、薬物対策分野における地域ごとの開発課題を考慮しながら、国際的な不正薬物対策に取り組んでいる。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導していく歴史的使命がある。

同時に、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、日本の周辺では質的・量的な核軍拡が進んでいる。こうした中で、日本が自ら核兵器を保有することはないという前提の下、国民の生命と財産、日本の独立と平和を守り抜くためには、米国が提供する核を含む拡大抑止が必要な状況にある。

また、核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても分断が深まっている。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的で実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、核軍縮に向けた着実な歩みを進めており、2023年5月のG7広島サミットにおいて発出された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を強固なステップ台としつつ、2022年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で岸田総理大臣が発表した「ヒロシマ・アクション・プラン」⁽²²⁾の下での取組を一つ一つ実行していくことで、現実的で実践的な取組を継続・強化し

ていく考えである。そのほか、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議、国連総会における核兵器廃絶決議、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた働きかけと、その一環として2024年に立ち上げた「FMCTフレンズ」、軍縮・不拡散教育の推進、さらには効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論といった核兵器国も参加する現実的で実践的な取組なども積み重ねることを通じ、「核兵器のない世界」に向けた唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制の維持・強化を進めていく考えである。なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口ともいえる重要な条約である。一方、核兵器の保有・使用等を包括的に禁止しており、現状においては、核抑止と相容れない同条約を核兵器国が締結する見込みはない。核兵器国を交えずに核軍縮を進めることは難しく、日本は、国際的な核軍縮の取組は、NPTの下で進めていくことが引き続きより望ましいと考えている。「核兵器のない世界」に向けた道りが一層厳しさを増す中だからこそ、日本は、抑止力を維持・強化し、安全保障上の脅威に適切に対処していくとの大前提に立ちつつ、唯一の戦争被爆国として、NPT体制を基盤に、核兵

(22) 岸田総理大臣が2022年8月のNPT運用検討会議で提唱したもの。「核兵器のない世界」という理想と厳しい安全保障環境という現実を結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とする。

器国と核兵器禁止条約締約国双方の参加を得た現実的で実践的な取組の推進に今後も全力を尽くしていく考えである。

ア 核兵器不拡散条約(NPT)⁽²³⁾

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に1度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。

2026年に開催予定の第11回NPT運用検討会議に向けた第2回準備委員会が7月22日から8月2日まで国連欧州本部において開催され、日本からは、高村正大外務大臣政務官が出席した。高村外務大臣政務官は一般討論演説を行い、国際社会が歴史の転換期にあり、安全保障環境が急速に厳しさを増している中だからこそ、唯一の戦争被爆国として、NPTを国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石とし、「ヒロシマ・アクション・プラン」の下で「核兵器のない世界」に向けた国際社会の取組を主導すると述べた。また、日本は国際社会と協力し、北朝鮮及びイランに関する問題を含む核不拡散の取組を進めていくと述べたほか、日本は原子力の平和的利用の促進に向けて積極的に取り組んでいると表明した。今次準備委員会では、議長サマリーが作業文書として提出され、日本が重視する核戦力の透明性の向上、FMCTの早期交渉開始など、「ヒロシマ・アクション・プラン」で掲げられている要素が幅広く反映された。日本としては、現下の厳しい安全保障環境の下で議長サマリーが発出されたことを評価しており、また、各国が2026年の次回運用検討会議に向けNPT体制の維持・強化の重要性への共通認識を示し、対面で率直な意見交換を行った意義は大きいと考えている。

イ 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議

2022年、核兵器国と非核兵器国、さらには、

核兵器禁止条約の参加国と非参加国からの参加者が、それぞれの国の立場を超えて知恵を出し合い、また、各国の現職・元職の政治リーダーの関与も得て、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な道筋について自由闊達な議論を行う場として国際賢人会議が立ち上げられた。第1回会合（2022年12月・広島）、第2回会合（2023年4月・東京）、第3回会合（2023年12月・長崎）に続き、第4回会合は、5月21日及び22日に横浜において開催され、白石隆座長（熊本県立大学特別栄誉教授）を含む日本人委員3人のほか、核兵器国、非核兵器国などからの外国人委員10人の合計13人の委員が対面参加し、2人の外国人委員がオンラインで参加した。上川外務大臣は冒頭にビデオメッセージを寄せ、日本政府の「核兵器のない世界」に向けた継続的な取組を紹介し、今後とも、国際賢人会議の叡智を頂きつつ、現実的かつ実践的な核軍縮の取組を継続していくと述べた。会合では、2026年NPT運用検討会議へのインプットを念頭に、核兵器をめぐる責任・倫理・規範、核軍備管理・不拡散レジームのアップデート、AI等の新興技術の影響などを中心に、六つのセッションを通じて率直かつ突っ込んだ議論が行われた。

第5回会合は、11月6日及び7日にオンラインで開催され、白石座長を含む日本人委員3人のほか、外国人委員11人の合計14人の委員が参加した。会合に当たり、石破総理大臣は、分



「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第4回会合出席委員による岸田総理大臣表敬（5月22日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）

⁽²³⁾ NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

断・対立が進む国際情勢の中で、国際賢人会議の叡智に基づく提言に期待しており、共に国際社会の未来へ貢献していきたいとの書面メッセージを寄せた。会合では、2026年NPT運用検討会議に向けた提言の作成を念頭に、核兵器をめぐる規範・責任の重要性、NPTに基づく不拡散レジームの強化、AI等の新興技術による核リスクへの影響などを中心に議論が行われた。

ウ 「核兵器のない世界」に向けたジャパン・チェア

2023年の国連総会一般討論演説において、「抑止か軍縮か」との二項対立的な議論を乗り越えるため、海外の研究機関・シンクタンクへの「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の設置が表明されたことを受けて、カーネギー国際平和財団（米国）、ウィーン軍縮・不拡散センター（オーストリア）及び国際戦略研究所（IISS）アジア（シンガポール）において、核軍縮を専門とするポストである同ジャパン・チェアを設置した。

同ジャパン・チェアは、核軍縮「主流化」の流れを確実に進めていくためには、政府だけではなく重層的な取組が必要との認識の下、日本が掲げる「現実的で実践的な核軍縮」についての議論を喚起し、また、国際社会の分断克服に貢献することを目的としている。

エ 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)⁽²⁴⁾

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国⁽²⁵⁾で構成）は、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2022年8月にニューヨークで開催された第11回NPDI ハイレベル会合には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席し、会合後にNPDIとしてNPTの実施を強化するために必

要な、継続的かつハイレベルの政治的リーダーシップ及び外交上の対話の促進にコミットし続けるとの決意を表明するとともに共同声明が発出された。また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計18本の作業文書を提出するなど、現実的で実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。7月から8月に開催された2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会でも、NPDIとして共同ステートメントを実施したほか、透明性（報告）及び説明責任（アカウンタビリティ）並びに原子力技術の平和的利用の促進に係る作業文書を共同で提出した。

オ 国連を通じた取組(核兵器廃絶決議)

日本は、1994年以降、その時々の核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示するため核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2024年の決議案においては、「核兵器のない世界」を実現する上での現実的で実践的な取組の方向性を示す必要があるとの認識の下、2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会での議論を踏まえ、「ヒロシマ・アクション・プラン」の更なる具体化と浸透を図るため、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石としてのNPTの重要性をより強調しつつ、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT) 交渉に向けた実質的な進展及び透明性の向上に関する具体的な措置の実施を国際社会に呼びかけることに焦点を当てた。また、被爆の実相の理解促進に関し、2024年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を始めとする被爆者にも言及した。同決議案は、11月の国連総会第一委員会で145か国、12月の国連総会本会議では152か国の支持（賛成票）を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国及び英国のほか、

(24) NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

(25) 日本、オーストラリア、ドイツ、ポーランド、オランダ、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦(UAE)、ナイジェリア及びフィリピン

NATO加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条約推進国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案のほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、例年国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

【カ】国連を通じた取組(核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合)

3月18日、上川外務大臣は、国連安保理において、日本の議長下として初めてとなる核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催した。同会合には、日本に加えて、安全保障理事会理事国15か国のうち、米国、モザンビーク、シエラレオネの3か国から閣僚級が出席した。上川外務大臣は日本としてのステートメントで、日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」に向け、広島・長崎の惨禍は繰り返してはならないとの信念の下、核兵器廃絶決議、「ヒロシマ・アクション・プラン」の提唱、被爆地広島でのG7サミットの開催など、国際社会を主導してきたと述べた。また、核軍縮をめぐる状況が一層厳しくなっている今こそ、「核兵器のない世界」の実現に向けて現実的かつ実践的な取組を着実に進めていくことが重要であり、NPT体制の維持・強化はその基盤であると強調した。会合では、米国に加えてロシア、英国、フランス、中国の核兵器国を含む各国出席者が、各国の経験や知見に基づき核軍縮・不拡散について活発に議論し、NPT体制の維持・強化の重要性を再確認するとともに、2026年NPT運用検討会議に向けて、核兵器国・非核兵器国間での実質的な議論を加速化させる契機となった。会合に参加した多くの国からは、世界は再び大変厳しい状況にあるという

認識が示され、このテーマを提起するのに日本ほど適任の国はいないとの言及があったほか、広島などを訪問した際の経験、紛争下における女性の役割の重要性、AIなどが及ぼし得る影響についても発言があった（217ページ 特集参照）。

【キ】包括的核実験禁止条約(CTBT)⁽²⁶⁾

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。9月の国連総会ハイレベルウィーク中に第11回CTBTフレンズ外相会合が開催された。上川外務大臣のステートメントにおいては、国際安全保障環境が一層厳しさを増す中で、「核兵器のない世界」に向けた現実的で実践的な取組の一環として、CTBTの普遍化、早期発効及び検証体制強化の重要性を述べつつ、全ての関係国に対し、条約発効までの間、核実験に関するモラトリアムを宣言・維持するよう呼びかけた。また、同会合後には、CTBT早期発効の重要性の強調、発効要件国含む全ての国の早期批准の要請、北朝鮮に対する核兵器・弾道ミサイル及び関連計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けた具体的な行動の要請、核実験モラトリアムの維持、CTBTの検証体制の有効性・強化、政治レベルでCTBTの重要性を訴えることの促進などを内容とする共同声明が採択された。

【ク】核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT⁽²⁷⁾・カットオフ条約)⁽²⁸⁾

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国

⁽²⁶⁾ CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

⁽²⁷⁾ FMCT : Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

⁽²⁸⁾ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

の出現を防ぎ、また、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、1993年にFMCTを求める国連総会決議が採択されてから、ジュネーブ軍縮会議における長年の議論にもかかわらず交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年には、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、日本は同グループでの議論に積極的に参画し、同準備グループは2018年に報告書の取りまとめを行った。

また、3月に日本が議長国として開催した核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合において、上川外務大臣は、FMCTに対する政治的機運を維持・強化するために「FMCTフレンズ」の立ち上げを表明し、9月の国連総会ハイレベルウィークの期間において、岸田総理大臣は、FMCTフレンズ・ハイレベル立上げ会合を主催し、ブリンケン米国国務長官やジョリー・カナダ外相、ウォン・オーストラリア外相、マナロ・フィリピン外相など、フレンズ参加国ハイレベル代表との間で「FMCTフレンズ」を立ち上げた。岸田総理大臣は同会合の冒頭挨拶において、冷戦の最盛期以来、初めて核兵器数の減少傾向が逆転しかねない瀬戸際にあ

るからこそ、核兵器用核分裂性物質の生産禁止により核兵器の量的向上に制限をかけるFMCTの早期の交渉開始が必要であると述べた。複数の参加国が、FMCT早期交渉開始のためには政治的意思が必要と指摘し、会合後に発出された共同声明では、FMCTに対する政治的関心を高めるため緊密に協力し、早期交渉開始に向けて関係国などと協働することが確認された（217ページ 特集参照）。

ケ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェロシップ・プログラム⁽²⁹⁾を通じた各国若手外交官などの広島及び長崎への招へい、海外での原爆展の開催支援⁽³⁰⁾、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」⁽³¹⁾の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達するため積極的に取り組んでいる。

岸田総理大臣は、2022年8月のNPT運用検討会議の一般討論演説において、国連に1,000万ドルを拠出して「ユース非核リーダー基金」を設けることを表明した。これは核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国から若手政策決定者や研究者などの未来のリーダーを日本に招き、被爆の実相に触れてもらい、日本を含め、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークを作ることを目的とした取組である。2023年12月に同基金下の研修が開始され、8月には研修参加者第1期生のうち選抜された49人が1週間の訪日プログラムに参加し、広島及び長崎を訪問した。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から2024年までに国内外の



FMCTフレンズ・ハイレベル立上げ会合で挨拶を行う岸田総理大臣
(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

(29) 特に発展途上国における軍縮専門家を育成することを目的とした国連による研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定された。日本は1983年以来、本プログラム参加者（各国若手外交官など）を日本政府の費用負担で日本に招待しており、2024年までに1,027人の参加者が日本を訪問した。訪日プログラムは、広島・長崎での資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解を促進する有意義な機会となっている。

(30) 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。

(31) 2010年から2022年までに、300人以上の被爆者に「非核特使」の名称を付与してきている。



「ユース非核リーダー基金」研修参加者による石原総理大臣補佐官表敬
(8月30日、東京)

750人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

□ 将来の軍備管理・軍縮に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約（新START）が延長された。同条約は米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものであり、日本は同条約の延長を歓迎した。しかし、2022年8月にはロシアは、全てのロシア関連施設を一時的に査察対象から除外するとの声明を発出し、また、同年11月に予定されていた二国間協議委員会（BCC）の延期を米国に通告した。2023年1月には米国国務省はロシアが新STARTを遵守しているとは認定できないとの議会報告書を米国議会上院に提出した。同年2月、プーチン大統領は、年次教書演説において、新STARTの履行停止を発表した。こうした動きを受け、例えば「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」においても、新STARTを損なわせるロシアの決定に対する深い遺憾の意を表明し、ロシアに対して、同条約の完全な履行に戻ることを可能とするよう求めている。

核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築してい

くことが重要である。その観点から、日本は様々なレベルでこの問題について関係各国に働きかけを行ってきている。前述の核兵器廃絶決議においても、核軍備競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが言及されている。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、2022年国家安全保障戦略にもあるように、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。

国際秩序が動揺する中、北朝鮮、イラン、シリアなどにおける拡散懸念は高まっている。また、経済成長に伴う兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大、グローバル化の進展に伴う流通形態の複雑化及び懸念物資などの調達手法の巧妙化、新技術の登場を背景とした民間技術の軍事転用のリスクの高まりなども拡散リスクを増大させている。さらに、近年原子力エネルギーの需要が高まる中、不拡散及び核セキュリティの重要性も増している。

このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルール、国内における不拡散措置、各国との緊密な連携・能力構築支援などを通して不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための手段には、前述のNPT、CTBT、FMCTに加え、保障措置、輸出管理、拡散対抗の取組などがある。

保障措置とは、核兵器の拡散防止のために、原子力（核物質）が、原子力発電などの平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）⁽³²⁾と国家との間で締結される保

(32) IAEA : International Atomic Energy Agency

特集

SPECIAL
FEATURE核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合の開催と
「核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)¹
フレンズ」の立ち上げ

3月18日、上川外務大臣は、核軍縮・不拡散に関する国連安全保障理事会（安保理）閣僚級会合を主催しました。本会合は、日本の安保理議長下としては初めてとなる、核軍縮・不拡散を議題としたもので、核兵器国と非核兵器国の間の議論を促進することを目的として開催されました。会合の冒頭、グテーレス国連事務総長ら3名から、核軍縮・不拡散を取り巻く現状と課題に関して説明がなされました。その後、上川外務大臣は、(1) 強い危機感を持って「ヒロシマ・アクション・プラン」で掲げた五つの行動²に取り組むこと、(2) 日本として「ヒロシマ・アクション・プラン」を具体化する取組を強化し、国際社会をリードすること、(3) ロシアや北朝鮮などによる「核兵器のない世界」に逆行する動きに対して、国際社会が一致して声を上げていかなければならないこと、(4) AIなどの新興技術が及ぼし得る影響や女性・平和・安全保障（WPS）の視点も重要であること、の4点を強調しました。



核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催する上川外務大臣（3月18日、米国・ニューヨーク）

同会合において、上川外務大臣は、「核兵器のない世界」に向けて「ヒロシマ・アクション・プラン」を具体化する取組の一環として、FMCTに対する政治的関心の維持・強化及びFMCTの交渉開始に向けた支持拡大への貢献を目的とする、核兵器国及び非核兵器国から成る地域横断グループ³である「FMCTフレンズ」の立ち上げを表明しました。これに続いて、岸田総理大臣は国連総会ハイレベルウィーク中の9月23日に、FMCTフレンズ・ハイレベル立ち上げ会合を主催しました。



FMCTフレンズ・ハイレベル立ち上げ会合に出席した各国代表者（9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ）

会合にはブリンケン米国務長官、ジョリー・カナダ外相、ウォン・オーストラリア外相、マナロ・フィリピン外相、アブバカル・ナイジェリア国防相を始め、8か国から閣僚級が、そのほかの国からも政府高官が出席し、「FMCTフレンズ」の立ち上げとFMCTの早期交渉開始に向けた緊密な連携を確認しました。岸田総理大臣は、冒頭挨拶で、FMCTへの政治的関心を更に高め、議論を再活性化することが、早期の交渉開始に向けて取り組む契機となり、ひいては核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化につながると確信していると述べました。

FMCTは、包括的核実験禁止条約（CTBT）⁴とともに、核兵器の減少傾向を維持していく上で重要な枠組みとなるものです。「FMCTフレンズ」を通じたFMCTの早期交渉開始に向けた取組を始め、唯一の戦争被爆国である日本は、引き続き「核兵器のない世界」に向けた現実的で実践的な取組を積み重ねていきます。

1 FMCT：Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

2 五つの行動：(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進

3 参加国は日本のほか、米国、英国、フランス、イタリア、オランダ、カナダ、オーストラリア、ドイツ、ナイジェリア、フィリピン、ブラジルの12か国

4 CTBT：Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

障措置協定に従って行われる検証活動である。これはNPTの3本柱の一つである核不拡散の中核的手段であり、その強化は核軍縮・原子力の平和的利用の推進にとっても不可欠である。日本はIAEAの指定理事国⁽³³⁾として、IAEA関連活動の支援、保障措置に対する理解や実施能力の増進支援、追加議定書（AP）⁽³⁴⁾の普遍化促進などを進めている。また、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）⁽³⁵⁾会合への貢献やアジア諸国に対する日本での研修事業実施などを通じて、各国における保障措置の能力開発にも貢献している。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う取組である。国際社会には四つの輸出管理の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）⁽³⁶⁾、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）⁽³⁷⁾、ミサイル⁽³⁸⁾に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）⁽³⁹⁾、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）⁽⁴⁰⁾があり、各レジームにおいて、管理すべき兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法

に基づき輸出管理を行うことで、懸念物資・技術の不拡散を担保している。日本は、国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした保障措置や国際輸出管理レジームを補完し、大量破壊兵器の拡散や脅威に総合的に対処するために、拡散対抗の取組を推進している。具体的には、拡散に対する安全保障構想（PSI）⁽⁴¹⁾の活動に積極的に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討している。加えて、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号⁽⁴²⁾に関し、日本はアジア諸国による同決議の履行支援のための資金を拠出するなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

輸出管理を始めとした不拡散の取組は、国際ビジネス環境の予見可能性を高め、投資・貿易を促進する役割を果たしている。高度にグローバル化した世界経済の中、自由貿易を確保しながら、効率的、効果的な輸出管理を行うために、高い技術力を有する日本の産業界、学界の協力を得ながら、各国の輸出管理制度の調和・強化を含めた国際協調を進めている。そうした観点から、日本は、アジア諸国を中心に不拡散

⁽³³⁾ IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

⁽³⁴⁾ AP（Additional Protocol）：NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2024年10月時点で、143か国が締結している。

⁽³⁵⁾ APSN：Asia Pacific Safeguards Network

⁽³⁶⁾ NSG：Nuclear Suppliers Group

⁽³⁷⁾ AG：Australia Group

⁽³⁸⁾ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、2024年10月時点で、145か国が参加している。

⁽³⁹⁾ MTCR：Missile Technology Control Regime

⁽⁴⁰⁾ WA：Wassenaar Arrangement

⁽⁴¹⁾ PSI（Proliferation Security Initiative）：2003年に発足。2024年10月時点で、115か国がPSIの活動に参加・協力している。2013年、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国は、アジア太平洋ローテーション訓練として1年ごとに訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練、2012年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合（OEG）をそれぞれ主催したほか、直近の2024年9月のオーストラリア主催訓練を始め、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

⁽⁴²⁾ 2004年4月採択。全ての国に対し（1）大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、（2）テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び（3）大量破壊兵器拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理など）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」（国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置

■ 日本と国際原子力機関(IAEA)

IAEAは、原子力の平和的利用を促進し、同時に原子力が軍事的目的で利用されないことを確保することを目的に、1957年に設立された国連の関連機関である。1970年に発効したNPT第3条においても、平和的利用のための原子力技術が軍事転用されることを防止するため、非核兵器国がIAEAの保障措置を受諾する義務が規定されている。

「核の番人」とも呼ばれるIAEAは、核不拡散の観点からは、保障措置の実施や北朝鮮・イランなどへの核不拡散課題への対応において重要な役割を果たしているほか、核テロ対策にも取り組んでいる。また、原子力の平和的利用の促進の観点からは、原子力発電に係る技術支援のみならず、保健・医療、食料・農業、水資源管理、環境、産業応用などの非発電分野における原子力技術の応用研究・支援を強化しており、さらには近年ではフュージョンエネルギー分野にも注力するなど、その活動は多岐にわたる。

日本は、原加盟国としてIAEAに加盟して以降、指定理事国として総会及び理事会での議論に貢献するほか、伝統的に核不拡散分野や原子力の平和的利用においてIAEAとの協力を深め、人材面、財政面・技術面でその活動を積極的に後押ししてきた。最近では、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水¹の海洋放出や、ウクライナの原子力安全分野における協力に加え、医療・食料・環境などの分野での原子力利用に対する世界的な関心と需要の高まりを背景にIAEAが推進する様々なイニシアティブでも協力を進めている。開発途上国における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けてIAEAが提唱した、Rays of Hope（放射線がん治療・診断に関するイニシアティブ）やAtoms4Food（食料問題に関するイニシアティブ）はその一例であり、日本からも資金拠出を行っている。

グロッシェ事務局長による4回に及ぶ外務省賓客としての訪日の機会なども通じて、核不拡散及び原子力の平和的利用の両分野における連携を強化している。



外務省賓客として来日したグロッシェIAEA事務局長と上川外務大臣（3月14日、東京）

¹ ALPS処理水とは、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議（ASTOP）⁽⁴³⁾やアジア輸出管理セミナー⁽⁴⁴⁾を開催している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮は、2024年も大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルの発射や衛星打ち上げを目的とした弾道ミサイル技術を使用した発射などを行った。このような一連の北朝鮮の行動は、関連する安保理決議の明白な違反であ

り、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。8月のIAEA事務局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であると指摘した。さらに、9月のIAEA総会では、北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄並びに全ての関連

⁽⁴³⁾ ASTOP (Asia Senior-Level Talks on Non-Proliferation)：日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、オランダ及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2024年10月に第19回協議を開催し、アジアにおける拡散課題や輸出管理の強化について議論した。

⁽⁴⁴⁾ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している（2021年のみ新型コロナウイルスの影響により中止）。

活動の速やかな停止に向けた具体的な行動を強く求める決議がコンセンサスで採択され、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。日本も、7月から8月の2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会や9月のIAEA総会、IAEA定例理事会などにおいて北朝鮮の核問題への対処の重要性を国際社会に積極的に発信した。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。北朝鮮からロシアへの弾道ミサイルなどの移転といった軍事協力は国連安保理決議の明白な違反であり、日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国や国連やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していく。また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本は積極的に貢献していく。

イランは、2018年に米国（第1期トランプ政権）が包括的共同作業計画（JCPOA）⁽⁴⁵⁾から離脱し、イランへの独自制裁を復活させて以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続している。2021年2月に追加議定書（AP）を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、同年4月には60%の濃縮ウランの製造を開始した。

日本としては、国際的な不拡散体制の強化に資するJCPOAを一貫して支持してきた観点から、米国及びイラン双方によるJCPOAの再構築に向けた関係国の取組を支持してきている。

また、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く懸念し、イランに対し、累次にわたり、JCPOAを損なう措置を控え、JCPOA上のコミットメントに完全に戻るよう求めている。

こうしたJCPOAの履行や一連の保障措置問題（イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題）を協議するため、グロッシーIAEA事務局長は、2023年3月にイランを訪問し、両者の間で、保障措置問題などにおける今後の協力に向けた共同声明を発出した。その後、共同声明実施を含む両者の協力が停滞したことを受け、6月のIAEA理事会において、イランに対しIAEAの要請に遅滞なく協力するよう求める決議が発出された。11月にグロッシーIAEA事務局長が再度イランを訪問し、両者間の協力について協議が行われたが、その結果を踏まえて更に11月理事会において、IAEA事務局長に対して、イランの保障措置問題に関する包括的かつ最新の評価を作成することを求める決議が発出された。日本としては、引き続きイランに対して、IAEAと完全かつ無条件に協力するよう強く求めていく。また、日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイル・無人航空機（UAV）⁽⁴⁶⁾に関する議論にも貢献していく。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、今日まで未解決の問題として議論されているが、2024年10月までにIAEAによる未申告の原子炉建設に関連する施設3か所の訪問が実現し、今後の進展が注視される。日本としてはこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定

⁽⁴⁵⁾ JCPOA（Joint Comprehensive Plan of Action）：イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの（イラン側の主な措置）

●濃縮ウラン活動に係る制約

・稼働遠心分離機を5,060機に限定
・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など

●アラク重水炉、再処理に係る制約

・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

⁽⁴⁶⁾ UAV：Unmanned Aerial Vehicle

書を署名・批准し、実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」は、2001年9月の米国同時多発テロ事件以降、核テロ対策の重要性が強く認識されるようになり、その後、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）⁽⁴⁷⁾や核セキュリティ・サミット、核セキュリティに関する国際会議（ICONS）⁽⁴⁸⁾といった核セキュリティの強化に向けた多国間協議が開催されるとともに、2007年に核テロ防止条約、2015年に核物質防護条約の改正がそれぞれ発効するなど、国際社会における協力が進展してきた。ただし、ロシアによるウクライナ侵略に伴い、米露共同議長の下で開催されてきたGICNTの活動が停滞したことから、11月に、米国は、「放射線・核テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム」（Global FTRNT）⁽⁴⁹⁾を立ち上げて初回会合を開催し、同会合では核テロ対策能力を向上させる方策などが議論された。また、ウクライナ国内の原子力施設の安全・セキュリティ確保に向けた取組も求められてきている。

5月には、IAEAが第4回ICONSを開催し、日本から政府代表として、辻清人外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行った。演説の中で、

辻外務副大臣は、各国におけるエネルギー需要の増大や脱炭素の世界的潮流の中で、原子力発電への国際社会の関心が高まる中、原子力の平和的利用を進める各国は、非国家主体への核兵器や核物質の拡散リスクといった核セキュリティに対する認識を向上させ、最高水準の核セキュリティの確保に向けて取り組んでいく必要があると述べた。また、ロシアによるウクライナ侵略について、IAEA事務局長による「原子力施設の安全及び核セキュリティに関する7つの柱」⁽⁵⁰⁾が損なわれるべきではない、日本は、IAEA事務局長のリーダーシップの下、様々な活動を展開するIAEA、そして各国と連携しつつ、国際社会における最高水準の核セキュリティの確保に向けて、引き続き貢献していくと述べた。

9月に開催されたIAEA総会においては、ウクライナの原子力安全・核セキュリティ・保障措置について議論され、同国の原子力施設に対する全ての行為を直ちに停止するよう求める過去のIAEA理事会決議にロシアが留意していないことに懸念を表明し、IAEA事務局長による七つの柱及び五つの原則⁽⁵¹⁾を含むウクライナにおけるIAEAの原子力安全等確保の取組を評価・支持する決議が賛成多数で採択された。引き続き、日本として、原子力施設の占拠を含むロシアによる侵略を強く非難するとともに、ウクライナにおける原子力施設の安全や核セキュ

⁽⁴⁷⁾ GICNT : Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism

⁽⁴⁸⁾ ICONS : International Conference on Nuclear Security

⁽⁴⁹⁾ Global FTRNT : Global Forum to Prevent Radiological and Nuclear Terrorism

⁽⁵⁰⁾ 1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射線廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。
2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。
3. 施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならない、不当な圧力なく原子力安全と核セキュリティに関して、決定する能力を保持していなければならない。
4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。
5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。
6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。
7. 必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

⁽⁵¹⁾ 1. 特に原子炉、使用済み燃料倉庫、その他の重要なインフラ設備及び職員を狙った、原子力発電所からの、または、原子力発電所に対するいかなる攻撃も行っていない。
2. ザポリジャ原子力発電所が、同発電所からの攻撃に使用され得るような軍事要員または重火器（例：多連装ロケット砲、砲撃システムや弾薬、戦車）の倉庫や基地として使用されてはならない。
3. 原子力発電所のオフサイト電源がリスクにさらされてはならない。全てのオフサイト電源が常に保護され、使用可能な状態であるよう確保するための全ての努力が行われなければならない。
4. ザポリジャ原子力発電所の安全かつ確実な運用にとって不可欠な全ての設備、システム及び備品は、攻撃及び破壊行為から保護されなければならない。
5. これらの原則を損なういかなる行動もあってはならない。

リティなどの確保に向けたIAEAの取組を引き続き後押ししていく。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、同条約で、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大や、脱炭素化電源としての関心の高まりなどを背景に、原子力発電⁽⁵²⁾を活用する又は活用を計画する国は多い。こうした国際的な動向を踏まえ、2024年3月には、ベルギーのブリュッセルにおいて、第1回原子力エネルギー・サミットが開催され、日本からも高村外務大臣政務官が出席した。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、(ア) 保障措置、(イ) 原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び(ウ) 核セキュリティの「3S」⁽⁵³⁾の確保が重要である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。2013年には福島県において「IAEA緊急時対応能力研修センター」が指定され、同センターにおいては、IAEAと日本の協力の下、国内外の関係者を対象として、緊急事態への準備及び対応の分野での能力強化のための研修が実施されている。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの非発電分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、

開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきており、IAEAも、開発途上国への技術協力やSDGsの達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）⁽⁵⁴⁾」に基づく協力を始めとする技術協力活動や、「平和的利用イニシアティブ（PUI）⁽⁵⁵⁾」への拠出などを通じてIAEAの活動を技術面、財政面で積極的に支援している。PUIへの拠出を通じた支援事業の例としては、がん対策、食糧問題への対処、海洋プラスチックごみ問題への対処のための事業が挙げられる。11月には、ウィーンで、原子力科学技術の活用や同分野におけるIAEAの技術協力活動に関する「原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議」が6年ぶりに開催された。日本からは宮路拓馬外務副大臣が出席し、日本の取組について発表するとともに、今回の閣僚会議が原子力科学技術の平和的利用の促進に、更なる弾みを付けることを期待すると述べた。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要となる枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。12月時点で、日本は、発効順で、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、米国、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カ

⁽⁵²⁾ IAEAによると、原子炉は世界で415基が稼働中であり、63基が建設中（IAEAホームページ、2024年11月時点）

⁽⁵³⁾ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

⁽⁵⁴⁾ RCA：Regional Cooperative Agreement for Research, Development and Training Related to Nuclear Science and Technology

⁽⁵⁵⁾ PUI：Peaceful Uses Initiative

ザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）及びインドの14か国・1機関との間で二国間原子力協定を締結している。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及びALPS処理水の取扱い

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は、困難な作業ではあるものの、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとも緊密に連携しつつ、着実に進められている。2021年4月、日本政府はALPS処理水の処分にに関する基本方針を公表し、同年7月には、日本政府とIAEAとの間で、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の取扱いの安全面のレビューに関する日本政府に対するIAEAの支援についての付託事項（TOR）」が署名された。IAEA職員及びIAEAが選定した国際専門家で構成されるIAEAタスクフォースは、このTORに基づき、日本政府及び東京電力に対し、第三者の立場から安全性と規制面に係るレビューを実施してきた。

2023年7月4日、グロッシーIAEA事務局長が訪日し、TORに基づくこれらのレビューを総括するIAEA包括報告書が岸田総理大臣に手交された。IAEA包括報告書では、（ア）ALPS処理水の海洋放出に対する取組及び関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していること、（イ）ALPS処理水の海洋放出による人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであることが結論として示されたとともに、（ウ）IAEAが放出中及び放出後も継続して追加的なレビュー及びモニタリングを行う予定であることが示された。

同年8月22日の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を経て、同年8月24日、ALPS処理水の海洋放出が開始された。ALPS処理水は計画どおり

放出されており、これまでのモニタリング結果から安全であることが確認されている。

また、海洋放出開始後、2023年10月、2024年4月及び同年12月に、IAEAによる安全性レビューミッションが3回行われ、公表された放出開始後1回目及び2回目のレビューミッションの報告書においても、IAEAは2023年7月4日の包括報告書で示した安全性レビューの根幹的な結論を再確認することができたとしている。

9月20日、日本とIAEAは、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した。同日、中国との間ではALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的なモニタリング実施後、日本産水産物の輸入規制の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。10月15日には、この追加的なモニタリングの一環として、IAEAの枠組みの下で参加国（韓国、スイス及び中国）の分析機関による採水が実施された。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進める観点から、日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項についても、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、在京外交団を始めとする関係団体及びIAEA向けの現状の通報や、原子力発電所事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催、在外公館を通じた情報提供、SNSなどを活用した情報発信などを行っている。

日本政府は、ALPS処理水の海洋放出の安全性について今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づき、透明性の高い説明を引き続き丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、適切に対応していく。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）⁽⁵⁶⁾は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に1度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けた取組が進められてきた。

2022年に行われた第9回運用検討会議において、BWCの実行をあらゆる面で強化するため、全締約国に開かれた作業部会を設置することが決定された。作業部会は2023年から会合を開き、締約国が国際協力に係る措置、科学技術の進展に係る措置、条約遵守・検証に係る措置などにつき検討を進めている。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）⁽⁵⁷⁾は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）⁽⁵⁸⁾が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。

日本は、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。3月には、日本は、ウクライナにおける対化学兵器防護・援助に貢献するため、OPCWに対し約2,600万円を拠出した。

同資金は、OPCWを通じたウクライナへの化学物質分析計の供与に当てられる。このほか、日本は、加盟国を増やすための施策や、締約国による条約の国内実施措置の強化により条約の実効性を高めるための施策に取り組んでいる。

また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、戦車、大砲、地雷から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で広く使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な協力・支援や関連会議での議論などを通じて、積極的な貢献を継続している。

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、2001年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきている。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策のための基金に200万ドルを拠出し、同基金を通じた小型武器対策事業が、非合法小型武器の影響を受ける国々において実施されている。

⁽⁵⁶⁾ BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は187か国・地域（2024年12月時点）

⁽⁵⁷⁾ CWC : Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国・地域（2024年12月時点）

⁽⁵⁸⁾ OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

イ 武器貿易条約(ATT)⁽⁵⁹⁾

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な武器移転などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、積極的な貢献を継続している。条約発効後10周年の会議となるATT第10回締約国会議（8月に開催）において、条約の重要性を確認する「政治宣言」が発表された。同会議で日本は、透明性・報告作業部会議長を務めるなど、条約履行促進に向け積極的な貢献を果たした。

ウ 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)⁽⁶⁰⁾

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効し、日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム（LAWS）⁽⁶¹⁾に関する政府専門家会合が開催されており、2019年にはLAWSに関する指針11項目が作成された。日本はこうした国際的なルール作りに関する議論に積極的かつ建設的に貢献してきており、2023年3月には、米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国と共に「国際人道法を基礎とした禁止と制限の方法に係る自律型兵器システムに関する条

項案」を政府専門家会合に提出した。2023年3月の政府専門家会合では、国際人道法を遵守できない兵器システムは禁止し、それ以外の兵器システムは制限するとの考え方を含む報告書が全会一致で採択された。また、5月には、LAWSに関する国連総会決議を踏まえ、国連事務総長報告書の作成及び政府専門家会合での議論に資することを目的に、LAWSに関する日本の見解をまとめた作業文書を提出した。

また、AIを含む新興技術が軍事領域に与える影響に係る国際的議論の活発化を背景に、9月、韓国において「軍事領域における責任あるAI（REAIM）⁽⁶²⁾」第2回サミットが開催された。

エ 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）⁽⁶³⁾締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化などを含む同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

11月には、シェムリアップ（カンボジア）



オタワ条約第5回検討会議の際にカンボジア地雷対策センターとの共催イベントに出席した英リアルフィヤ外務大臣政務官（11月24日、カンボジア・シェムリアップ）

⁽⁵⁹⁾ 武器貿易条約（ATT：Arms Trade Treaty）の2024年12月時点の締約国は116か国・地域。日本は、署名が解放された日に署名を行い、2014年5月に受諾書を寄託した。

⁽⁶⁰⁾ 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW：Convention on Certain Conventional Weapons）の2024年12月時点の締約国は128か国・地域

⁽⁶¹⁾ LAWS：Lethal Autonomous Weapons System

⁽⁶²⁾ REAIM：Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain

⁽⁶³⁾ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年に発効した。2024年12月時点の締約国数は、日本を含め164か国・地域

で開催されたオタワ条約第5回検討会議に英利アルフィヤ外務大臣政務官が出席し、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、日本が2025年の第22回締約国会議の議長国を務めることも踏まえ、同条約の着実な履行及び普遍化に向けて、努力を継続していくとの立場を表明した。

オ クラスター弾⁽⁶⁴⁾

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施⁽⁶⁵⁾している。また、クラスター弾に関する条約⁽⁶⁶⁾ (CCM)⁽⁶⁷⁾の締約国を拡大する取組も継続しており、9月に開催されたCCM第12回締約国会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

5 国際連合(国連)における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、世界のほぼ全ての国(2024年12月現在193か国)が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。日本は、2023年1月から2024年12月まで国連加盟国中最多となる12回目の国連安全保障理事会(安保理)非常任理事国を務め、2年間の理事国任期において、各国との緊密な意思疎通と対話を通じ、安保理がその本来の役割を果たすよう協力していく中で、国際社会の平和と安全の維持のため幅広い課題に積極的に取り組み、主要な役割を果たしてきた(227ページ 外務大臣談話参照)。また、こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面(マネジメント)への関与を行ってきたほか、国連を舞台として活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの

獲得に努めている(311ページ 第4章第1節2(1)参照)。国際秩序が大きく揺らぐ中、法の支配に基づく国際規範の強化がより一層必要となっている。国連を中核に据えた多国間主義を強化し、日本は安保理改革を始めとする国連の機能強化に積極的に取り組んでいる。

(2) 2024年の主要行事

3月、上川外務大臣はニューヨークを訪問し、安保理議長として、唯一の戦争被爆国である日本として初となる核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催した。また、グテーレス国連事務総長と会談し、軍縮・不拡散における日



核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合を主催する上川外務大臣
(3月18日、米国・ニューヨーク)

⁽⁶⁴⁾ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

⁽⁶⁵⁾ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

⁽⁶⁶⁾ クラスター弾の使用・生産・保有などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2024年12月時点の締約国数は、日本を含め111か国・地域

⁽⁶⁷⁾ CCM: Convention on Cluster Munitions

■ 外務大臣談話:我が国の国連安保理非常任理事国任期総括

- 1 我が国は、2023年初めから2024年末までの2年間、国連加盟国中最多となる12回目の安全保障理事会（安保理）非常任理事国を務めました。この間、我が国は戦後最も厳しい安全保障環境の中に置かれ、また既存の国際秩序は挑戦にさらされてきました。こうした中、我が国は、法の支配、平和構築及び核軍縮・不拡散を優先事項として掲げ、国際の平和及び安全の実現と維持に最大限貢献してきました。
- 2 我が国は、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射などを受けて、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携し、安保理決議違反の挑発行動に断固たる姿勢を示すため、安保理での議論を主導しました。また、2017年以来開催されていなかった「北朝鮮の状況」に関する安保理公開会合が我が国を始めとする関係国の要請により2023年8月及び2024年6月に開催され、拉致問題の即時解決を含む人権状況の改善に向けた国際的な議論が喚起されました。
- 3 長期化するロシアのウクライナ侵略への対応に当たっては、安保理や総会の会合を通じ、これを強く非難し、ロシア軍の即時撤退を求めるとともに、国連憲章に基づくウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現を強く訴えました。また、北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣及び戦闘への参加や、ロシアによる北朝鮮からの武器・弾薬の調達及び使用といった露朝軍事協力の進展を強く非難してきました。
- 4 2023年10月のハマス等によるテロ攻撃を発端とし、壊滅的な人道状況にあるガザ情勢については、2023年10月以降、安保理がその責務を果たすため、停戦や人質の解放等を求める4本の決議採択に貢献しました。特に、安保理議長を務めた2024年3月には、安保理が当事者に対して「停戦」を求める決議を、議長国及び共同起草国として理事国内の調整に精力的に取り組み、採択することができました。
- 5 我が国は、女性・平和・安全保障（WPS）、児童と武力紛争、人道問題、食料安全保障、気候変動、AI、宇宙など、テーマ別の重要課題についても、議論に貢献しました。特に、任期中二度の安保理議長月の機会を捉え、2023年1月には法の支配に関する閣僚級公開討論を、2024年3月には核軍縮・不拡散に関する閣僚級会合を主催するとともに、平和構築に関する公開討論も二度開催しました。
- 6 また、我が国は、2年間にわたりアフガニスタン情勢に関する文書の起草国として安保理決議案等の交渉を主導したほか、ミャンマー、中東、アフリカ、中南米諸国の諸情勢など、国際社会の複雑な課題に積極的に取り組んできました。加えて、安保理下部機関のリビア制裁委員会及びアル・シャバáb制裁委員会について我が国が議長を務め、適切な下部機関の運営に努めました。
- 7 安保理の透明性・効率性を高めることは、国連の機能強化に繋がります。我が国は、2024年に安保理下部機関の文書手続作業部会議長を務め、安保理の議事規則等に関する包括的かつ体系的な議長ノートを取りまとめました。2006年以来、安保理に在籍する度に運営改善・機能強化に関し我が国が取ってきたリーダーシップは、広く国連加盟国間で高く評価されています。
- 8 本年は、国連創設80周年に当たります。我が国は、分断や対立が深刻化する国際社会を協調に導くべく、理事国任期終了後も、引き続き、国連を中核とした多国間外交を推進し、国際の平和及び安全の実現と維持に積極的に貢献していきます。
- 9 同時に、国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負う安保理を、今日の世界を反映したものにする必要があります。我が国は、常任・非常任理事国双方の拡大を含む安保理改革の早期実現と我が国の常任理事国入りを目指しており、安保理改革の実現に向けて、多くの国々と連携しつつ粘り強く取り組んでいきます。



未来サミット本会合でスピーチを行う岸田総理大臣
(9月22日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

本の取組を継続・強化していくと述べた。双方は、多国間主義の強化のために協力していくことで一致し、中東情勢、ウクライナ情勢、拉致問題を含む北朝鮮への対応、女性・平和・安全保障（WPS）の推進などについても意見交換を行った。

さらに同月、日本は、平和構築に関する安保理会合も主催した。これまでの任期で貢献してきたように、安保理の効率性・透明性向上といった作業方法改善にも引き続き取り組んだ。

9月、第79回国連総会ハイレベルウィークに、岸田総理大臣と上川外務大臣が出席した。

未来サミット本会合では、現在と将来の世代の利益を守るため、56の行動をとることを表明した成果文書「Pact for the Future（未来のための約束）」が採択され、同成果文書では法の支配や人間の尊厳、「核兵器のない世界」の実現といった点に加え、安保理改革について首脳レベルで初めて具体的な内容が盛り込まれた。岸田総理大臣は国連総会議場でのスピーチにて、これらの要素の重要性を再度強調し、国際社会が責任を共有し、多国間主義の下に結集するよう強く呼びかけた。

日本が主催した核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）フレンズ・ハイレベル立上げ会合では、プリンケン米国国務長官を始め、核兵器国と非核兵器国の双方から成るフレンズ12か国の閣僚・政府高官と共に、「FMCTフレンズ」の立ち上げとFMCTの早期交渉開始に向けた緊密な連携を確認した。岸田総理大臣は冒頭挨拶において、冷戦の最盛期以来、初め



国連総会ハイレベルウィークにおける岸田総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談（9月22日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ）

て核兵器数の減少傾向が逆転しかねない瀬戸際にあるからこそ、FMCTの早期交渉開始が必要であると述べた。岸田総理大臣による一般討論演説では、分断と対立が深まる困難な時代において、法の支配を強化し、人間の尊厳を守るため、国際社会をつなぐもう一つの原点として、国内・国際双方のガバナンス強化の重要性を訴えた（山崎国際連合日本政府代表部特命全権大使による代読）。

また、岸田総理大臣は、国連総会ハイレベルウィークの機会に計8か国・機関の首脳などと会談し、国際場裡における様々な課題及び二国間関係について意見交換を積極的に行った。グテーレス国連事務総長との会談では、岸田総理大臣から「核兵器のない世界」の実現に向けた核軍縮・不拡散を始めとする国連との連携の重要性を強調し、多国間主義へのコミットメントを推進していく考えを述べた。また、国連関連機関における邦人職員増強の重要性を強調した。グテーレス国連事務総長は、日本による国連に対する協力を評価し、国連を中核とした多国間主義の重要性に関し、認識を共有した。

岸田総理大臣は、ニューヨーク滞在中、日米観光イベントやブルームバーグ主催金融関連イベントに出席した。日米観光イベントでは、大阪・関西万博、佐渡島の金山、能登の日本酒など、多様な魅力を有する日本各地の観光・食・酒のPRを実施し、また、ブルームバーグ主催金融関連イベントでは、日米の資産運用会社などが投資促進や資産運用業の改革について対話する「資産運用フォーラム」立ち上げを表明し

特集
SPECIAL
FEATURE**国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルが
果たしてきた役割****■ 専門家パネルの活動**

国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル（専門家パネル）は安保理決議第1874号（2009年）に基づき設置されました。以降、北朝鮮の核・ミサイル開発、海外への労働者派遣による外貨獲得、サイバー攻撃による暗号資産窃取、「瀬取り」¹による不正取引など、国連制裁に違反している、あるいは同制裁を回避している事案を監視し、報告書を公表してきました。

報告書の公表には専門家パネル委員8人全員の署名が必要です。専門家パネルは毎年7月及び1月に報告書案を議論しますが、その過程で議論が白熱することも時として多くあった、と元専門家パネル委員は話しています。そうした議論を経た上で、安保理でコンセンサス採択された報告書は、関連する安保理決議に違反あるいは回避する活動の事例や、それに関与する国や団体・個人などを指摘してきました。加盟国はこうした情報も参考にしつつ、国内で安保理決議の完全な履行に向けて取り組み、対北朝鮮国連制裁を維持・強化してきました。

■ ロシアの拒否権行使により活動が終了

近年の専門家パネル報告書には、北朝鮮からロシアへの軍事物資の移転事案が取り上げられてきました。しかし、2024年3月下旬、専門家パネル存続に係る安保理決議案についてロシアが拒否権を行使したため、4月末、15年間にわたる専門家パネルの活動が終了しました。

ある元専門家パネル委員は、調査事案が山積みの中、「最後まで国連制裁の違反・回避に関与した国、団体・個人の活動を世に知らしめ、関連する安保理決議の完全な履行を推進する。」という強い気持ちで対応してきたと話しています。調査事案の中には、ロシアがウクライナ攻撃に使った短距離弾道ミサイル（SRBM）²の調査が含まれていました。

■ 最後の任務：ウクライナにおける北朝鮮製SRBM査察

1月上旬、ロシアがウクライナ攻撃に北朝鮮製SRBMを使用したことが判明しました。専門家パネルは、急いでウクライナ政府に現地調査の希望を伝達しましたが、日英韓の委員がウクライナ入りを果たしたのは活動終了直前の4月中旬でした。専門家パネルは最後の任務として、当該SRBMが北朝鮮製であること、それがロシア国内から発射されたことを示す情報を入手し、ロシアと北朝鮮による安保理決議違反を指摘した調査結果を安保理に提出しました。



専門家パネルがウクライナで調査した北朝鮮製SRBMの部品の一部
(4月、ウクライナ 写真提供：元専門家パネル委員)

■ 多国間制裁監視チーム：国連制裁の履行確保に向けた新たな取組

専門家パネルの活動が終了したとはいえ、加盟国は安保理決議を履行する義務を負っています。この点、専門家パネルを代替する取組の一つとして、日本は同志国と共に多国間制裁監視チーム (MSMT)³ を10月に立ち上げました。今後も日本は同志国と連携し、国連制裁の違反・回避に関する情報を定期的に公表することで加盟国による決議の履行を支援し、また、アジア輸出管理セミナーなどの既存の取組も活用することで、対北朝鮮制裁を効果的なものにする役割を果たしていきたいと考えています。

1 ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

2 SRBM : Short-Range Ballistic Missile

3 MSMT : Multilateral Sanctions Monitoring Team

た。上川外務大臣は、短い滞在の中、安保理改革に関するG4外相会合、G7外相会合、日中外相会合など、計15か国・機関の外相等と議論を交わし、日本外交の優先課題を網羅した、集中的かつ戦略的な各種会談及び会合を実施した。各国との会談などを通じ、国連の重要性、安保理改革を含む国連の機能強化について、力強いメッセージを打ち出しつつ、ウクライナや中東、北朝鮮などの地域情勢に関する連携を確認したほか、各種課題への対応のため同志国との更なる連携強化を図った。

(3) 国連安全保障理事会(国連安保理)、安保理改革

ア 国連安保理

安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国（任期2年）から構成される。その扱う議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロへの対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでおり、近年は気候変動や食料安全保障などの新しいテーマも徐々に取り上げられている。国連平和維持活動（PKO）や国連特別政治ミッション（SPM）の活動内容を定める権限も持つ。

イ 国連安保理改革

国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、国連発足以来ほとんど変化していない。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、安保理ではこれを非難し、ロシア軍の撤退を求める決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行使により採択されず、安保理で協調した対応がとれなかった。このことは、安保理がロシアのウクライナ侵略などの事態に対して有効に機能できていないことを如実に示した。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行ってきている。

ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉（IGN）が行われている。国連総会第78回会期は、2023年12月から2024年6月にかけて8回の会合が実施された。第78回会期中には、加盟国の支持を得たIGN共同議長のイニシアティブにより、

改革モデル（G4モデル、アフリカ・モデルなど、各加盟国・グループによる議席配分や拒否権などの各種提案）に関する具体的議論が行われた。10月、ヤン第79回国連総会議長は、政府間交渉の共同議長にクウェートとオーストリアの国連常駐代表を再任命した。第78回会期の作業を引き継ぎ、今後の議論の進展が注目される。

9月に国連総会で開催された未来サミットの成果文書「未来のための約束」は、首脳レベルで安保理改革に関する初めての具体的な成果文書となり、今後の取組推進に弾みを付けた。成果の一例としては、(ア) 初めて、安保理改革の「緊急」の必要性に言及したこと、(イ) 2030年までの国際機関への開発途上国の参加拡大を求める持続可能な開発目標（SDGs）の一指標であるSDG16.8に配慮することで、安保理改革について間接的にタイムラインを設定したこと、(ウ) 様々な改革モデルを基に、統合モデルの作成を目指すよう呼びかけたこと、(エ) これまでのIGNの議論に基づき、拡大する議席カテゴリの論点に合意するよう呼びかけたこと、(オ) 安保理における拒否権行使の抑制を促したことなどがある。

日本は、安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の取組も重視している。上川外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークの際に行われたG4外相会合に出席した。会合では「未来のための約束」で国際社会が安保理を

緊急に改革するよう求めたことを歓迎しつつ、アフリカや米国を含む関係国と連携しながら、2025年の国連創設80周年を見据え、早期に具体的成果を目指すことで一致した。日本は引き続き、多くの国々と緊密に連携し、安保理改革の実現に向けて粘り強く取り組んでいく。

(4) 国連の組織面(マネージメント)

ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発とともに国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、グローバルガバナンス向上に引き続き取り組んでいる。また、2021年に「我々のコモンアジェンダ」報告書を発出し、2024年には同事務総長の発案である未来サミットを開催するなど、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案しており、日本は、改革の目的を支持し国連が一層効率的・効果的に任務を果たすよう求めてきている。

イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から12月までの単年予算）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6月までの単年予算）で構成されている。

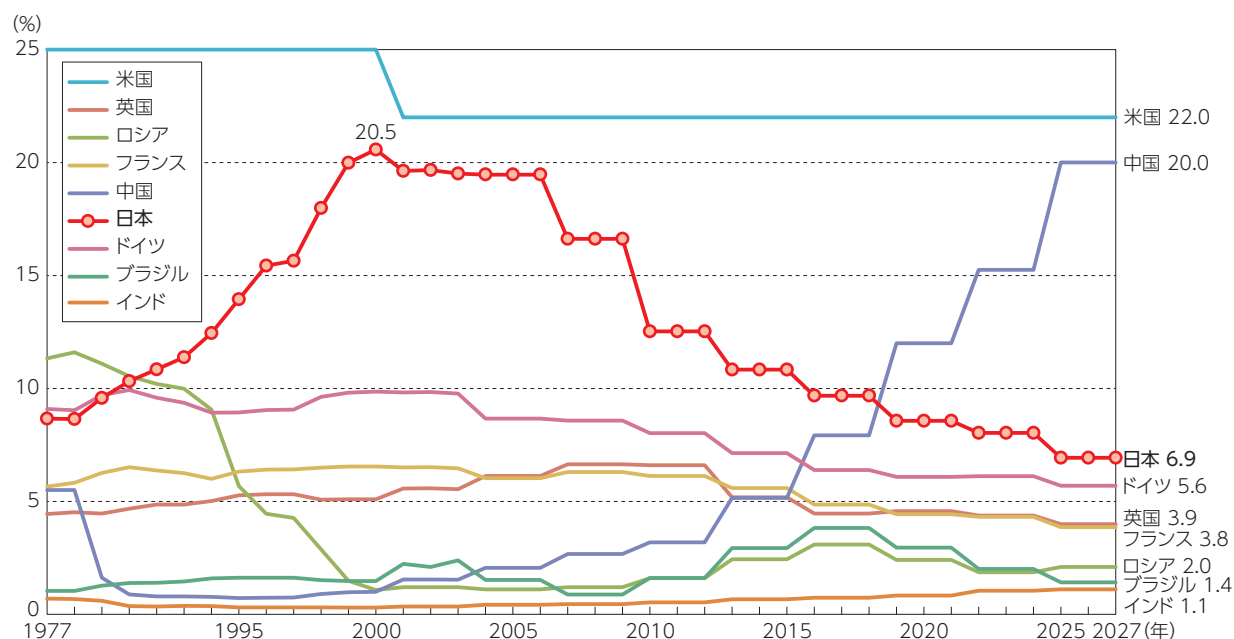
通常予算については、2024年12月、国連総会において、2025年予算として約37.2億ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2024年6月に2024年から2025年度の予算が承認され、予算総額は約55.9億ドルとなった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2024年通常予算分担金として約2億5,311万ドル、2024/25年PKO分担金として約4億1,844万ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は

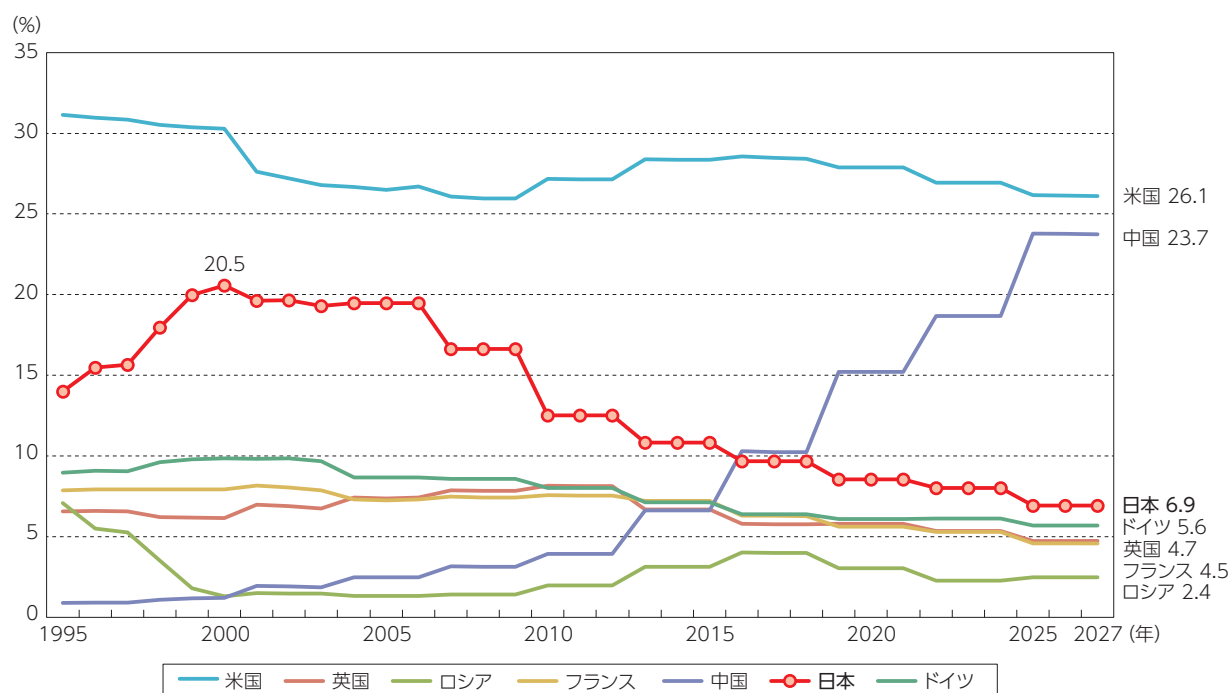


国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月23日、米国・ニューヨーク）

■ 主要国の国連分担率の推移



■ 主要国のPKO分担率の推移



加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに改定されており、2024年末に改定された日本の分担率（2025年-2027年）は、米国、中国に次ぐ6.930%となった。

また、国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会がある。二つの委員会は個人資

格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、国際社会の平和と安定に資するものであり、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。国際社会においては、法の支配の下、力による支配を許さず、全ての国が国際法を誠実に遵守しなければならない。日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認しているほか、様々な分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献している。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力しているほか、法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。

ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢を受け、国際の平和と安全に向けて法の支配を強化することは一層重要になっている。1月、上川外務大臣は、ハーグ（オランダ）において、ドノヒュー国際司法裁判所（ICJ）⁽⁶⁸⁾ 所長、ホフマンスキ国際刑事裁判所（ICC）⁽⁶⁹⁾ 所長及びカーンICC検察官と会談し、また、ハンプル

ク（ドイツ）において、ハイダー国際海洋法裁判所（ITLOS）⁽⁷⁰⁾ 所長と会談した。上川外務大臣は、分断と対立の深まる国際社会の現状についての危機感を共有しつつ、「法の支配」や「人間の尊厳」のために国際裁判所が果たしている役割への日本の揺るぎない支持を示し、対話と協力に基づき、国際社会における「法の支配」の強化のための外交を包括的に進めていくことを表明した。こうした取組の一環として、ICJにおけるパレスチナ占領地に関する勧告的意見手続に関し、日本は、2023年7月に陳述書を提出し、2月に口頭陳述に参加した。陳述においては、国際社会における法の支配の重要な要素である「武力による領土取得の禁止」という原則について、その法的論点に関する日本の見解を述べた（234ページ 特集参照）。また、ICJにおける気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見においても、日本は、3月に陳述書を提出し、12月に口頭陳述に参加した。陳述においては、日本の気候変動対策に関する基本的立場や取組について述べた上で、気候変動分野における国際法上の義務及び法的帰結に関する日本の見解を表明した。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するため、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾⁽⁷¹⁾しているほか、人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はICC及び常設仲裁裁判所（PCA）⁽⁷²⁾ への主要な財政貢献国であり、人材面では、

(68) ICJ : International Court of Justice

(69) ICC : International Criminal Court

(70) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

(71) ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる（2024年2月末時点）。

(72) PCA : Permanent Court of Arbitration

特集

SPECIAL
FEATUREパレスチナ占領地に関する国際司法裁判所(ICJ)¹
勧告的意見手続における口頭陳述への出席

2022年12月、国連総会は、「ICJによるイスラエルの東エルサレムを含むパレスチナの占領、入植及び併合の法的帰結等に関する勧告的意見の発出を要請する決議」を採択しました。この意見の要請は、日本がこれまでG7議長国や安全保障理事会理事国として国際社会に訴えてきた、「国家間の法の支配」や、その根幹である「武力による領土取得の禁止」の重要性について、更に広く共感を得ていくに当たり、大きな意義を持ち得るものだったことから、日本は書面及び口頭の陳述に積極的に参加し、日本の法的立場を表明することとしました。ICJの勧告的意見は、一般に、それ自体として法的拘束力を有するものではありませんが、その内容が国際法上の原則や規則の明確化に寄与し得るなど、法の支配の観点から重要な意義を持っています。

2023年7月にICJに対し陳述書を提出し、2024年2月に口頭手続に参加し陳述を行いました。この過程では、オックスフォード大学のダボ・アカンデ教授の協力も得て、集中的な検討を行いました。日本がICJで勧告的意見の口頭手続に参加したのは、1995年11月に行われた、核兵器使用の国際法上の評価に関する勧告的意見における陳述以来、29年ぶりとなりました。

陳述では、中東和平に関する日本の基本的な立場を改めて述べた上で、法の支配の根幹である「武力による領土取得の禁止」という原則について、この原則がどういった領域に適用されるのか、併合の意図を明示しない場合であっても武力による領土取得に該当し得るか、自衛のための武力の行使により、領土の権原²の取得を主張できるのか、といった法的論点に関する日本の見解を述べました。

2024年7月に勧告的意見が発出された際には、一部のICJ判事からは、日本の陳述に言及した上で、日本のアプローチは勧告的意見における主要な考え方と整合的であるとして評価する意見も見られました。こうしたことから、日本の陳述はICJにおける議論及び検討に一定程度貢献したのではないかと考えています。力や威圧による一方的な現状変更の試みを含め、厳しい安全保障環境に直面する日本にとって、武力の行使を禁じる国連憲章第2条4の帰結である「武力による領土取得の禁止」の誠実な遵守の重要性が国際社会においてより深く根付くよう声を上げ続けることが重要です。

日本は、今後もICJの活動に引き続き貢献していくことで、国際社会における法の支配の強化のために積極的に取り組んでいく考えです。



口頭手続に参加する日本代表团
(2月22日、オランダ・ハーグ 写真提供: ICJ)

1 ICJ : International Court of Justice

2 国際法上正当な権利行使の根拠を指す。

2024年現在、ICJの岩澤雄司裁判官（2018年から現職）、ITLOSの堀之内秀久裁判官（2023年から現職）、ICCの赤根智子所長（2018年からICC裁判官、2024年3月、所長に選出）などを輩出し、また、国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。さらに、外務省は、

将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じて、国際裁判機関などでインターンシップを行う日本人を積極的に支援している。

同時に、外務省は、国際裁判に臨む体制を一層強化するため、国際裁判手続に関する知見の

増進を図り、主要な国際裁判で活躍する国内外の法律家や法律事務所との関係強化などを通じて国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。経済分野においても、近年、世界貿易機関(WTO)⁽⁷³⁾協定、経済連携協定(EPA)⁽⁷⁴⁾及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっている中で、WTO協定などに基づく紛争の処理に当たり、関係各省庁や外部専門家(国内外の法律事務所・学者など)とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応を行っているほか、判例・学説の分析や紛争予防業務などの取組も進めており、紛争処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化している。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際的なルール形成は、法の支配の強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めているほか、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会(ILC)⁽⁷⁵⁾や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議(HCCH)⁽⁷⁶⁾、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)⁽⁷⁷⁾、私法統一国際協会(UNIDROIT)⁽⁷⁸⁾などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、浅田正彦委員(2023年から現職。同志社大学教授・京都大学名誉教

授)が条文草案の審議への参加などを通じて国際法の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。特に、UNCITRALについては、日本は、これまで構成国拡大や紛争解決の分野におけるプロジェクトを提案して実現させ、2023年には同委員会でも交渉された「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」に加入し、2024年には構成国選挙において当選するなど、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

そのほか、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事(2014年から現職。東京大学名誉教授)が認証カーボンクレジットの法的性質に関する作業部会の議長を務め、カーボンクレジットをめぐる最先端の議論に貢献している。

ロ 国際協力、人材育成

日本は、法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。国際的な法の支配に加え、国内における法の支配を強化するための国際協力も行っており、例えば、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援を行っている。また、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)⁽⁷⁹⁾における議論に建設的に参画し、人材面・財政面での協力も行っているほか、欧州評議会(CoE)⁽⁸⁰⁾の下で国際公法に関する問題を議論する国際公法法律顧問委員会(CAHDI)⁽⁸¹⁾にもオブザーバーとして積極的に参画している。さらに、8月、外務省は、国際法人材育成の取組として、2023年に引き続き、インド太平洋

(73) WTO : World Trade Organization

(74) EPA : Economic Partnership Agreement

(75) ILC : International Law Commission

(76) HCCH : Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit

(77) UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

(78) UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

(79) AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

(80) CoE : Council of Europe

(81) CAHDI : Committee of Legal Advisers on Public International Law

地域の行政官、日本の弁護士や国際法研究者を対象に、国際法に関する実務家向けの研修を提供する「東京国際法セミナー」を開催した。また、日本を含むアジア諸国の学生に紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行い、次世代の国際法人材の育成と交流を強化する目的で開催している国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、「東京国際法セミナー」の一環として「2024年アジア・カップ」を開催した。

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。そのため、日本は「海における法の支配の三原則」((ア) 国家は法に基づいて主張をなすべきこと、(イ) 主張を通すために力や威圧を用いないこと及び(ウ) 紛争解決には平和的な事態の収拾を徹底すべきこと)を主張している。

このような海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約(UNCLOS)⁽⁸²⁾である。同条約は、日本を含む169か国(日本が国家承認していない地域を含む。2024年12月時点)及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域(EEZ)を含む分野に関する同条約の規定は国際社会に広く受け入れられており、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が広く共有されている。一層複雑化し多岐にわたる海洋問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの目的を達成するため、UNCLOSに基づきいくつかの国際機関などが設置されて

いる。1996年に設置された国際海洋法裁判所(ITLOS)は、海洋に関する紛争の平和的解決と海洋分野での法秩序の維持と発展において、重要な役割を果たしている。特に近年、ITLOSは海洋境界画定や海洋環境保護を含む幅広い分野の事例を扱い、その重要性が増している。日本はITLOSの役割を重視し、設置以来、日本人裁判官を輩出し続けており、現在は、堀之内前UNCLOS担当大使が裁判官を務めている(任期は2023年10月から9年間)。

また、大陸棚限界委員会(CLCS)⁽⁸³⁾は、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設置以来、委員を輩出し続けているなど(現在の委員は山崎俊嗣^{つぐ}東京大学名誉教授・高知大学客員教授(任期は2028年6月15日まで))、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構(ISA)⁽⁸⁴⁾では、2024年に2回開催された理事会において、深海底の鉱物資源の開発に関する規則について審議が行われており、日本は自国の立場が同規則に反映されるよう交渉に積極的に参画している。また、日本は、ISA設置以来、一貫して理事国を務めており、8月に開催された総会においても再選された(新たな任期は2025年1月から4年間)。

さらに、2023年6月に採択された、UNCLOSに基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定(BBNJ協定。2024年12月時点で未発効)⁽⁸⁵⁾について、6月には第1回締約国会議開催に向けた準備委員会が設立された。日本は、「保全」と「持続可能な利用」のバランスを重視する立場から、同準備委員会の活動に積極的に参加している。

⁽⁸²⁾ UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

⁽⁸³⁾ CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

⁽⁸⁴⁾ ISA : International Seabed Authority

⁽⁸⁵⁾ BBNJ協定 : Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本は、日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続や地位などを定める部隊間協力円滑化協定(RAA)⁽⁸⁶⁾については、5月にフランスとの間で交渉開始を発表し、また、7月にはフィリピンとの間で署名した。

また、自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定(ACSA)⁽⁸⁷⁾については、7月にドイツとの間で発効したほか、6月にはイタリアとの間で交渉を開始し、11月に署名した。

このほか、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品・技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。

防衛装備品・技術移転協定については、アラブ首長国連邦(UAE)との間で2023年5月に署名した同協定が1月に発効し、また12月にはモンゴルとの間で同協定に署名した。さらには、フィンランドとの間で12月に同協定の交渉開始を発表した。情報保護協定については、6月にニュージーランドとの間で交渉が実質合意に達し、また、11月にウクライナとの間で署名した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引き続き重要である。日本は各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行ってきている。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化

するため、EPAなどの交渉に積極的に取り組んだ。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)⁽⁸⁸⁾については、12月にCPTPPへの英国の加入議定書が発効したほか、CPTPPの一般的な見直しに向けた議論に積極的に参画した。日EU・EPAについては、7月に、「データの自由な流通に関する規定」を含めることを定めた改正議定書が発効した。そのほか、8月には、日・インドネシア経済連携協定改正議定書への署名が行われた。

さらに、日本は日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争解決制度の活用を図るなど、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、労働、社会保障、環境、保健、漁業、航空、文化などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、社会保障分野では、1月に日・オーストリア社会保障協定に署名し、また同月に日・イタリア社会保障協定を締結した。航空分野では、2月に日・チェコ航空協定に、6月に日・ルクセンブルク航空協定に署名した。文化分野では、7月に日・イタリア映画共同製作協定を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2024年現在、分担金全体の約15%を負担している。加えて、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、3月には、赤根裁判官(前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事)がICC所長に選出された。予算財務

(86) RAA : Reciprocal Access Agreement

(87) ACSA : Acquisition and Cross-Servicing Agreement

(88) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

委員会においても、山田潤アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）事務局次長が委員に選出されるなど、人材面においても、ICCの活動に協力している。また、ICCが国際社会における法の支配の促進に取り組むに当たり、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保がますます重要となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、これらの課題に積極的に取り組んでいる。こうした中、2025年2月には、米国が一部のICC職員に対する制裁を発表した。日本は、ICCが独立性を維持し、

安全を確保しながら、その活動を全うできることを重視する立場からICCを一貫して支持している。

さらに、日本は国境を越えた犯罪に対処するため、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）⁽⁸⁹⁾、犯罪人引渡条約⁽⁹⁰⁾及び受刑者移送条約⁽⁹¹⁾の締結を進めている。1月にブラジルとの間で刑事共助条約に署名した。

7 人権

世界各地における人権状況への国際的関心が高まっているが、人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。人権は普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると日本は認識している。また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて日本は、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間対話や国連など多数国間フォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話を通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。また、二国間対話としては、米国との間で民主主義の強靱性に関する日米戦略対話を2023年に新たに立ち上げ、2024年3月に第2回日米戦略対話を開催した。本対話では、国際場裡における両国の連携について議論したほか、国際社会及び各国内で包摂社会の実現や女性活躍の推進、民主主義の強靱性の向上につき意見交換を行った。

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、2023年までに、理事国を5期務めた。直近では、2023年10月の理事国選挙でも当選し、2024年1月から2026年12月まで理事国を務めている（6期目）。

2月及び3月の国連人権理事会第55会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、深澤陽一外務大臣政務官がステートメントを実施した。深澤外務大臣政務官は、ウクライナ、ガザを含む中東情勢を始め、世界各地で多くの人々が厳しい状況に置かれている中、人権擁護に向け国際社会が対話と協力を続ける重要性を訴えた。また、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の即時解決の重要性を訴えた。さらに、香港をめぐる情勢や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、「ビジ

⁽⁸⁹⁾ 捜査、訴追その他の刑事手続について他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

⁽⁹⁰⁾ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

⁽⁹¹⁾ 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

ネスと人権」に関する行動計画の下での企業活動における人権尊重の促進、G7議長国として主導したジェンダー問題に関する取組など、日本の直近の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は17年連続）。この決議は、北朝鮮に対して、拉致被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の御家族に対する失踪者の安否及び所在に関する正確、詳細、かつ完全な情報の誠実な提供とともに、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムであり、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第79会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された（採択は20年連続）。同決議は、拉致被害者及び御家族が高齢化し時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を改めて強調し、北朝鮮が被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、被害者の御家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。また、同会期では、オーストラリアが15か国を代表して共同ステートメントを読み上げ、新疆ウイグル自治区における人権状況に関して懸念を表明するとともに、チベットにおける信頼できる人権侵害の報告について深刻な懸念を抱いていると表明

した。日本はアジアから唯一、これに参加した。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

ウ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受け、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を、2022年に業種横断的な「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定したことに加え、2023年4月には公共調達における人権配慮に関する政府の方針についての決定を行い、企業活動における人権尊重の促進に取り組んでいる。2024年5月の関係府省庁施策推進・連絡会議では、2025年度に期限を迎える行動計画の改定作業に着手することが決定され、現在（同年末時点）、改定作業を行っている。また、外務省では、国内外での企業向けセミナーを通じて周知・啓発活動を行うとともに、国際機関とも連携し、日本企業の進出国を中心に、現地の日本企業及びそのサプライヤーに対する研修や、現地政府に対する行動計画の策定・実施支援などを行っている。今後も、関係府省庁と連携しつつ、ステークホルダーと継続的に対話を行いながら、行動計画の着実な実施及び行動計画の改定に取り組んでいく。

エ 民主主義のためのサミット

3月、韓国主催の第3回民主主義のためのサミットが開催され、岸田総理大臣がオンライン形式で首脳プレナリー会合（本会合）に参加した。岸田総理大臣は、民主主義を含めた普遍的価値を重視する立場から、民主主義を守り、世界における人権を促進するための日本の考え及び取組を説明した。

オ コロンビアにおける第1回児童に対する暴力撲滅閣僚会合

11月、コロンビアの首都ボゴタにおいて、

第1回児童に対する暴力撲滅閣僚会合が開催され、日本も参加した。日本における児童に対する虐待や性暴力防止に向けた取組などを説明したほか、本会合の成果文書として採択されたボゴタ行動要請に日本も賛同国入りした。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

6月、ニューヨークの国連本部で開催された第17回障害者権利条約締約国会合において、障害者権利委員会委員選挙が行われ、日本から立候補した田門浩氏が当選を果たした。日本から障害者権利委員会に委員を輩出するのは、石川准氏（任期は2017年から2020年）に次いで2人目となる。

イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。9月には日本赤十字社と共同で国際人道法（IHL）国内委員会を開催した。10月には第34回赤十字・赤新月国際会議に参加し、国際人道法の普及強化の重要性に関するステートメント及び日本赤

字社との共同プレッジ（約束）を実施した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、12月には赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。

(3) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年にアジアで初めて第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）による難民の受入れを開始した。2014年まではタイから、2015年以降はマレーシアから難民を受け入れ、2024年末時点までに合計133世帯323人が来日した。

来日した難民は生活のための語学習得や就職支援サービスを受けるなど、6か月間の定住のための研修を受ける。研修を終えた者は、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。当初、首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、2018年以降は、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めている。

8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

2022年から続くロシアによるウクライナ侵略や2023年10月以降のガザ情勢は、紛争関連性的暴力に関する報告の増加に代表されるように、特に女性・女兒に深刻な被害を及ぼしている。さらに、気候変動による台風やハリケーン、洪水、地震、大火災など大規模自然災害の影響は国を問わず世界中で頻発しており、保健や食料・エネルギーへの不安なども拡大し、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにしている。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進は国内外の平和と繁栄のための最重要課題の一つとして捉える必要がある。より平和で繁栄した社会を実現していく上で、女性・女兒を様々な施策の中心に位置付けることは不可欠であり、あらゆる政策にジェンダー

の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会においてますます重要となっている。特に、紛争後の平和構築に至るまでの意思決定の全ての段階において、女性の平等で十全な参画を得ることによって、より持続可能な平和に近づくという考え方である「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security、以下「WPS」という。）の視点が重要である。

日本の予算の基礎となる「経済財政運営と改革の基本方針2024（いわゆる「骨太方針2024」）」においては、2023年から2年連続してWPSが取り上げられた。外務省においても、ODAを含むあらゆるツールを用いて省内横断的にWPSを推進するため、1月に大臣の下にタスクフォースを設置した。今後も、女性に関

する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、WPSを含むジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。

(1) G7

2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットの首脳宣言では、社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義のある参加を通じた、ジェンダー平等並びにあらゆる多様性を持つ女性及び女兒のエンパワーメントを達成することへのコミットメントが再確認された。また、ヘイトと差別を防止し、これらに対処し、技術や人身取引により助長されるものを含め、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を撲滅することが改めてコミットされるとともに、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利を含め、女性のための十分で、負担可能で、質の高い保健サービスへの普遍的なアクセスに関する広島首脳コミュニケにおけるコミットメントや、ジェンダー平等のためのODAを共同で増加させることへのコミットメントが改めて表明された。10月にはマテラで男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催された。

(2) G20

2023年のG20インド議長国下で立ち上げが決定されたG20女性のエンパワーメントに関する作業部会が初めて開催された。10月にブラジリアで開催されたG20女性活躍担当大臣会合の議長声明には、平和の担い手としての女性の役割を認識するというWPSの考え方が反映された。11月に開催されたG20リオデジャネイロ・サミットの首脳宣言では、経済のあらゆるレベル及びあらゆるセクターにおける女性の参画及びリーダーシップが世界のGDPの成長にとって極めて重要であることを認識し、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を非難し、オンライン及び対面における性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力の終結及び女性差別との闘いへのコミットメントを確認した。また、2021年に策定したG20ロードマップ「ブ

リスベン目標に向けて、また、ブリスベン目標を超えて」の実施にコミットし、特にジェンダーによる賃金格差の是正に関して、2025年以降の新たなG20のコミットメントを確立するために提案の策定への期待を表明した。

(3) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

ア 教育支援・人材育成

2021年7月に開催された世界教育サミットで、茂木外務大臣がビデオメッセージで、5年間で15億ドル以上の教育支援を表明、また少なくとも750万人の開発途上国の女子に対する質の高い教育及び人材育成の機会の提供の支援を表明し、これを実施している。2023年に閣議決定された開発協力大綱にある記載のとおり、「人への投資」の一貫として、質の高い教育、女性・こども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を協力を推進する。

イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、女性のビジネス・起業推進をテーマとした本邦研修を、アフリカの9か国から参加者を得て実施したほか、スリランカにおいては女性の起業及びビジネスの振興支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、メコン地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力と連携強化を支援し、さらに、ケニアやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の被害当事者の保護や自立支援を行う協力及びジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマとした研修を14か国から参加者を得て実施した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できな

い問題であり、加害者不処罰の終焉^{えん}及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）⁽⁹²⁾事務所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。2024年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約66万ドルの財政支援を行い、スーダンにおいて、難民及び国内避難民女性に対する性的暴力、ジェンダーに基づく暴力からの保護と予防を目的とした、被害者への保健や司法アクセスなどのサービスの提供、生計向上、地域での予防に関する研修などを行っている。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏を中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）⁽⁹³⁾に対し、2024年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,000万ユーロを拠出した（2024年12月末時点）。また、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

（4）国連における取組

ア 女性・平和・安全保障

（Women, Peace and Security: WPS）

日本は、WPSを主要外交政策の一環として力強く推進している。WPSとは、紛争下の女性や女児の保護及び紛争予防から和平プロセス、紛争後の平和構築に至るまでの意思決定の全ての段階における女性の平等で十全な参画を得ることによって、より持続可能な平和に近づ

くという考え方で、2000年に採択された安保理決議第1325号に初めて明記された。

上川外務大臣は、就任以来、様々なアプローチを以てWPSの推進に向けて取組を展開し、二国間・多国間を問わず様々な機会をとらえてWPSを取り上げ、国際連携への協力を呼びかけた。1月、外務省内に組織横断的なWPSタスクフォースを設置し、WPS推進に向けて分野横断的な体制と整備した。2月には、日・ウクライナ経済復興推進会議において「女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）」セッションを開催した。同セッションでは、日本のウクライナ支援におけるWPS関連の取組を紹介しつつ、ウクライナの復旧・復興における政府、ビジネス、市民社会の視点から見たWPSの取組の紹介や課題などに関する議論を行った。4月に上川外務大臣はナイジェリアを訪問し、WPSに関する意見交換及びワーキングランチを開催し、ナイジェリア北東部における平和構築の最前線で活躍する国際機関の女性を含む幹部や国内避難民女性の方々と意見交換を行い、国際機関のナイジェリア北東部におけるWPSに関する取組や日本の支援が与える女性の地位向上への好影響などについて説明を受けた。9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中、上川外務大臣は「WPSフォーカルポイント・ネットワーク」⁽⁹⁴⁾ハイレベル・サイドイベント」にステートメントを寄せ、2025年に日本はノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長を務めることを発表した。

また、日本としてWPSを次の次元に引き上げるために、各界や現場の専門家の意見をヒアリングすることが重要であるとの観点から、上川外務大臣は、「WPS + I（イノベーション）」という政策フォーラムを立ち上げ、2月にリオデジャネイロにてエリカ・タキモト・リオデ

⁽⁹²⁾ SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

⁽⁹³⁾ GSF : Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence

⁽⁹⁴⁾ WPSフォーカルポイント・ネットワーク：国連加盟国のWPSに関する最大のネットワークで、教訓や好事例を共有する。政府以外に北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、アフリカ連合（AU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）などの地域機構も参加しており、2024年12月現在、93か国・10地域機構の合計103のメンバーが参加している。

ジャネイロ州議会議員、ジョイス・トリンダー・リオ市女性活躍推進局長、スザンナ・カーン・リオデジャネイロ連邦大学工学部長、柔道家のシルヴァナ・ナガイ氏と意見交換会を実施した。また、3月にはニューヨークで「WPS＋イノベーションー国連の現場からー」と題した会合を開催し、シマ・バフースUN Women事務局長、メリーテ・ブラッテステッド国連ノルウェー政府常駐代表（大使）、中満泉国連事務次長（軍縮担当上級代表）及びメレーン・バービア・ジョージタウン大学WPS研究所長と共に、近年のWPSに関する安全保障理事会などにおける進展や紛争下における女性の保護と多様な分野への更なる参画の必要性などの問題意識について、活発な議論を行った。加えて、同3月に、在京メキシコ大使館にて19人の駐日女性大使らと懇談した際、大使らからは各国のWPSを含む国内の女性参画やジェンダー政策、女性の視点を踏まえた大使自身の経験などについて発言があり、日本との協力の可能性についても率直な意見交換が行われた。

また、2023年に改訂した第3次「女性・平和・安全保障行動計画」（女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた行動計画）に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により、中東、アフリカ、アジア地域においてWPSに関するプロジェクトを実施している。

イ 国連女性機関(UN Women)との連携

日本は、2013年に約200万ドルだった拠出金を、2024年には約2,000万ドルにまで増額し、UN Womenとの連携を強化している。とりわけ、開発途上国の女性・女兒に対し、平和構築及び復興プロセスに参画するための能力強化を行うなど、WPSに関するプロジェクトを実施している。また、生計支援や起業支援な

どの経済的なエンパワーメント、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性に対する支援などに取り組んでいる。このほか、紛争、自然災害の影響を受けた女性、女兒に対する生活必需品の提供、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワーメント支援も実施している。

国連女性の地位委員会(CSW)⁽⁹⁵⁾

3月に開催された第68回国連女性の地位委員会(CSW68)は、2023年に続き対面開催となった。会議では、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女兒のエンパワーメントの加速」を優先テーマに議論が展開された。日本からは、加藤鮎子女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、一般討論においてビデオメッセージ形式で、男女共同参画社会の実現のための女性の経済的自立を始めとする複合的な日本の取組について説明した。また、閣僚級円卓会合において、大崎麻子日本代表（特定非営利活動法人Gender Action Platform理事）が、女性の経済的自立を促すための国内政策や、国際協力として実施している国外での女性たちの貧困削減支援といった日本の取組を紹介した。

女子差別撤廃委員会(CEDAW)⁽⁹⁶⁾

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会（23人で構成（個人資格））に委員を輩出している。10月には、日本における女子差別撤廃条約の実施状況に関する第9回政府報告（2021年9月提出）について、ジュネーブ（スイス）で政府報告審査が開催され、政府代表団長である岡田内閣府男女共同参画局長以下、関係省庁から構成される政府代表団から、第9回報告以降の各分野の実施状況につき説明した⁽⁹⁷⁾。

⁽⁹⁵⁾ CSW : United Nations Commission on the Status of Women

⁽⁹⁶⁾ CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

⁽⁹⁷⁾ 第9回日本定期報告に関する最終見解に対する日本の意見は外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100773591.pdf>

⁽⁹⁷⁾

